

介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例・施行規則・要綱対照表
(令和3年4月1日一部改正)

条 例	施行規則	要 綱 (介護予防サービス部分)
<p>介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例 (平成24年長野県条例第52号)</p> <p>目次 第1章 総則 (第1条—第3条) 第2章 削除 第3章 介護予防訪問入浴介護 第1節 介護予防訪問入浴介護 (第44条—第50条) 第2節 介護予防のための効果的な支援の方法 (第51条・第52条) 第3節 基準該当介護予防訪問入浴介護 (第53条・第54条) 第4章 介護予防訪問看護 第1節 介護予防訪問看護 (第55条—第61条) 第2節 介護予防のための効果的な支援の方法 (第62条—第64条) 第5章 介護予防訪問リハビリテーション 第1節 介護予防訪問リハビリテーション (第65条—第70条) 第2節 介護予防のための効果的な支援の方法 (第71条・第72条) 第6章 介護予防居宅療養管理指導 第1節 介護予防居宅療養管理指導 (第73条—第78条) 第2節 介護予防のための効果的な支援の方法 (第79条・第80条) 第7章 削除 第8章 介護予防通所リハビリテーション 第1節 介護予防通所リハビリテーション (第97条—第103条) 第2節 介護予防のための効果的な支援の方法 (第104条—第106条) 第9章 介護予防短期入所生活介護 第1節 指定介護予防短期入所生活介護 (第107条—第117条) 第2節 介護予防のための効果的な支援の方法 (第118条—第125条) 第3節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護 (第126条—第135条) 第4節 共生型介護予防短期入所生活介護 (第135条の2—第135条の4) 第5節 基準該当介護予防短期入所生活介護 (第136条—第139条) 第10章 介護予防短期入所療養介護 第1節 指定介護予防短期入所療養介護 (第140条—第145条) 第2節 介護予防のための効果的な支援の方法 (第146条—第152条) 第3節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護 (第153条—第156条) 第11章 介護予防特定施設入居者生活介護 第1節 指定介護予防特定施設入居者生活介護 (第157条—第169条) 第2節 介護予防のための効果的な支援の方法 (第170条—第175条)</p>	<p>介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則 (平成25年長野県規則第23号)</p> <p>目次 第1章 総則 (第1条・第2条) 第2章 削除 第3章 介護予防訪問入浴介護 第1節 介護予防訪問入浴介護 (第14条—第16条) 第2節 基準該当介護予防訪問入浴介護 (第17条—第18条) 第4章 介護予防訪問看護 (第19条—第22条) 第5章 介護予防訪問リハビリテーション (第22条の2—第25条) 第6章 介護予防居宅療養管理指導 (第26条—第29条) 第7章 削除 第8章 介護予防通所リハビリテーション (第37条—第40条) 第9章 介護予防短期入所生活介護 第1節 指定介護予防短期入所生活介護 (第41条—第48条) 第2節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護 (第49条—第52条) 第3節 共生型介護予防短期入所生活介護 (第52条の2・第52条の3) 第4節 基準該当介護予防短期入所生活介護 (第53条—第57条) 第10章 介護予防短期入所療養介護 第1節 指定介護予防短期入所療養介護 (第58条—第63条) 第2節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護 (第64条—第66条) 第11章 介護予防特定施設入居者生活介護 第1節 指定介護予防特定施設入居者生活介護 (第67条—第71条)</p>	<p>長野県指定居宅サービス及び指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する要綱 (25健長介第144号)</p> <p>目次 (第1章～第16章は居宅サービス対照表参照)</p> <p>第17章 介護予防サービス (第53・第54) 第18章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第55—第66) 第19章 雑則 (第67) 附則</p>

<p>第3節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（第176条—第185条）</p> <p>第12章 介護予防福祉用具貸与</p> <p>第1節 介護予防福祉用具貸与（第186条—第194条）</p> <p>第2節 介護予防のための効果的な支援の方法（第195条—第197条）</p> <p>第3節 基準該当介護予防福祉用具貸与（第198条・第199条）</p> <p>第13章 特定介護予防福祉用具販売</p> <p>第1節 特定介護予防福祉用具販売（第200条—第204条）</p> <p>第2節 介護予防のための効果的な支援の方法（第205条—第207条）</p> <p>第14章 雑則（第208条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第54条第1項第2号、第115条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定により、指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 介護予防サービス事業者 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業者をいう。</p> <p>(2) 介護予防サービス計画又は介護予防支援事業者 それぞれ法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画又は介護予防支援事業者をいう。</p> <p>(3) 指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービス それぞれ法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービスをいう。</p> <p>(4) 利用料 法第53条第1項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。</p> <p>(5) 介護予防サービス費用基準額 法第53条第2項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。）をいう。</p> <p>(6) 法定代理受領サービス 法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。</p> <p>(7) 基準該当介護予防サービス 法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。</p> <p>(8) 共生型介護予防サービス 法第115条の2の2第1項の申請に係る法第53条第1項本文の指定を受けた者による指定介護予防</p>	<p>第2節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（第72条—第75条）</p> <p>第12章 介護予防福祉用具貸与</p> <p>第1節 介護予防福祉用具貸与（第76条—第80条）</p> <p>第2節 基準該当介護予防福祉用具貸与（第81条）</p> <p>第13章 特定介護予防福祉用具販売（第82条—第85条）</p> <p><u>第14章 雑則（第86条）</u></p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年長野県条例第52号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 特例介護予防サービス費用基準額 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第54条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に基準該当介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に基準該当介護予防サービスに要した費用の額とする。）をいう。</p> <p>(2) 常勤換算方法 事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p>	<p><u>第17章 介護予防サービス</u></p> <p>（介護予防サービスに関する基準）</p> <p><u>第53</u> 介護予防サービスに関する基準については、予防条例及び予防規則において定めているところであるが、このうち、<u>第18章</u>「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」については、指定介護予防サービスの提供に当たっての基本的な指針となるべき基準であり、基準の性格等については、第1章第2及び第2章を参照するものとする。また、介護予防サービスの事業の運営に当たっては、当該基準に従った適正な運営を図るものとする。</p> <p>なお、人員、設備及び運営に関する基準については、<u>第54</u>に定める事項を除き、その取扱いについては、基本的には、第3章から第15章までに定める介護サービスに係る取扱いと同様であるので、第3章から第15章までに定める取扱いの該当部分を参照するものとする。</p> <p>（介護サービスとの相違点）</p> <p><u>第54</u> 介護予防サービスに関する基準について、介護サービスに関する基準との相違点は、次のとおりであるので留意すること。</p> <p>(1) 指定介護予防訪問入浴介護における人員に関する基準 指定訪問入浴介護（基準該当訪問入浴介護も含む。）では、介護職員を2人以上配置することとなっているが、指定介護予防訪問入浴介護（基準該当介護予防訪問入浴介護も含む。）では、介護職員を1人以上配置することとしていること。</p> <p>(2) 介護予防通所リハビリテーションにおける利用料の受領 指定通所リハビリテーションでは、利用料以外に「その他の費用の額」として「指定通所リハビリテーションに通常要する時間を超える指定通所リハビリテーションであって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用」を利用者から受け取ることができるが、指定介護予防通所リハビリテーションでは、受け取ることができないこととしていること。</p> <p>(3) 指定介護予防短期入所生活介護における身体的拘束等の禁止 予防条例第112条については、内容としては、居宅条例第131条（指定短期入所生活介護の取扱方針）第4項及び第5項と同様であるので、第33(4)③を参照するものとする。また、<u>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護</u>、<u>共生型介護予防短期入所生活介護</u>及び基準該当介護予防短期入所生活介護にお</p>
--	---	--

<p>サービスをいう。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義による。</p> <p>(指定介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常にその者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>2 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p><u>3 指定介護予防サービス事業者は、利用者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>第2章 削除 第4条から第43条まで 削除</p> <p>第3章 介護予防訪問入浴介護 第1節 介護予防訪問入浴介護 (基本方針)</p> <p>第44条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護(以下この章において「指定介護予防訪問入浴介護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによって、その者の身体の清潔の保持及び心身の機能の維持回復を図り、もってその者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>(従業者)</p> <p>第45条 指定介護予防訪問入浴介護の事業を行う者(以下この章において「指定介護予防訪問入浴介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下この章において「指定介護予防訪問入浴介護事業所」という。)ごとに、次に掲げる指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者(以下この章において「介護予防訪問入浴介護従業者」という。)を置かなければならない。</p> <p>(1) 看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。)</p> <p>(2) 介護職員</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。</p> <p>3 介護予防訪問入浴介護従業者のうち1人は、常勤でなければならない</p>	<p>第2章 削除 第3条から第13条まで 削除</p> <p>第3章 介護予防訪問入浴介護 第1節 介護予防訪問入浴介護</p> <p>(従業者)</p> <p>第14条 条例第45条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p>	<p>いても同趣旨であること。</p> <p>(4) 指定介護予防短期入所療養介護における身体的拘束等の禁止 予防条例第145条で準用する第112条については、内容としては、居宅条例第163条(指定短期入所療養介護の取扱方針)第4項及び第5項と同様であるので、第37(2)②を参照するものとする。また、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護においても同趣旨であること。</p> <p><u>第18章</u> 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 <u>(第55—第66)</u> <u>第55</u> 削除</p>
---	--	--

ない。

(管理者)

第45条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(設備等)

第45条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業所には、規則で定めるところにより、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室又は区画を設けるとともに、指定介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽その他の設備及び備品等を設けなければならない。

(重要事項の説明等)

45条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族に対し、あらかじめ、第48条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、指定介護予防訪問入浴介護を提供することについて当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、規則で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。) 1以上

(2) 介護職員 1以上

2 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第51号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第45条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者(条例第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下この章において同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定居宅サービス等基準条例第44条に規定する指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護(条例第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護の事業をいう。以下この節において同じ。)の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定居宅サービス等基準条例第45条第3項及び介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第22号。以下「指定居宅サービス等基準規則」という。)第14条第1項に定める基準を満たすことをもって、条例第45条第3項及び前項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定訪問入浴介護の事業と一体的に運営する場合の設備等の基準)

第14条の2 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合には、指定居宅サービス等基準条例第52条において準用する指定居宅サービス等基準条例第7条に定める基準を満たすことをもって、条例第45条の3に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

(重要事項の提供に用いることのできる電磁的方法)

第14条の3 条例第45条の4第2項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものは、次に掲げる方法(以下この条及び次条において「電磁的方法」という。)とする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項(条例第45条の4第1項に規定する重要事項をいう。以下この条及び次条において同じ。)を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介

<p>(サービス提供拒否の禁止)</p> <p>第45条の5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒んではならない。</p> <p>(サービスの提供が困難な場合の措置)</p> <p>第45条の6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所が通常時に指定介護予防訪問入浴介護を提供する地域(第48条において「通常の事業の実施地域」という。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認めた場合には、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、当該利用申込者に対する他の適当な指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認)</p> <p>第45条の7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者に対し指定介護予防訪問入浴介護を提供しようとするときは、その者の提示する被保険者証によって、その者に係る被保険者資格並びに要支援認定(法第19条第2項に規定する要支援認定をいう。次条において同じ。)の有無及び有効期間を確かめるものとする。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者の被保険者証に法第115条の3第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、その者に指定介護予防訪問入浴介護を提供するよう努めなければならない。</p>	<p>護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>2 前項の電磁的方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>(電磁的方法による重要事項の提供の手続等)</p> <p>第14条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、条例第45条の4第2項の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、その用いる電磁的方法における次に掲げる事項を示し、文書又は電磁的方法によりこれらの者の承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 電磁的方法のうち指定介護予防訪問入浴介護事業者が使用するもの</p> <p>(2) ファイルへの記録の方式</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の規定による承諾をした利用申込者又はその家族から重要事項の提供を電磁的方法により受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、その提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>	
---	---	--

(要支援認定の申請に係る援助)

第45条の8 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、要支援認定を受けていない者から利用の申込みがあったときは、その者が法第32条第1項の規定による申請を既に行っているかどうかを確認し、当該申請を行っていない場合は、その者の意向を踏まえて、その者に対し、速やかに、当該申請を行うための必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない場合その他の場合であって必要と認めるときは、当該利用者に係る法第33条第2項の規定による要支援認定の更新の申請が、当該要支援認定の有効期間が終了する30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第45条の9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（当該利用者の介護予防サービス計画を作成した者及び当該利用者に係る法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等の担当者により構成される会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、その者に係る他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第45条の10 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第45条の11 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が法第53条第1項の厚生労働省令で定める場合に該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者等に依頼する旨を市町村に届け出ることなどにより介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第45条の12 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画（規則で定める計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護

(サービス担当者会議におけるテレビ電話装置等の活用)

第14条の4の2 条例第45条の9に規定するサービス担当者会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。

(条例第45条の12の規則で定める計画)

第14条の5 条例第45条の12の規則で定める計画は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第83条の9第1号のハ及びニに規定する計画とする。

を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画の変更の援助)

第45条の13 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望するときは、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分証明書)

第45条の14 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者にその身分を証する書類を携行させ、初めて訪問するとき及び利用者又はその家族から求めがあったときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第45条の15 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し指定介護予防訪問入浴介護を提供したときは、その期日、内容及び法定代理受領サービスに係る介護予防サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者が有する介護予防サービス計画を記載した書面等に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し指定介護予防訪問入浴介護を提供したときは、当該提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、その者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報をその者に提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第45条の16 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問入浴介護を提供したときは、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問入浴介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護を提供したときは、規則で定めるところにより、利用者から利用料の支払を受けるものとする。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用料のほか、規則で定める費用の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(市町村への通知)

第45条の17 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なく指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態を悪化させたと認められる

(利用料等の受領)

第15条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、条例第45条の16第2項の利用料の額と、指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 条例第45条の16第3項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域（条例第45条の6に規定する通常の事業の実施地域をいう。以下同じ。）以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を行う場合については、それに要する交通費

(2) 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用

(サービス提供証明書の交付)

第15条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

<p>とき又は要介護状態になったと認められるとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な行為によって法による保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第46条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、特定の医療機関との間で、利用者への医療の提供に関し当該医療機関の協力を得ることについて合意しておかなければならない。</p> <p>2 介護予防訪問入浴介護従業者は、利用者に指定介護予防訪問入浴介護を提供している場合であってその者に病状の急変が生じたときその他必要な場合は、速やかに主治の医師又は前項の医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(管理者の責務)</p> <p>第47条 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者の管理、指定介護予防訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第48条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) 指定介護予防訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(5) 通常の事業の実施地域</p> <p>(6) サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>(7) 緊急時等における対応方法</p> <p><u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(9) その他運営に関する重要事項</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第48条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することができるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定め、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p><u>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業</u></p>		
--	--	--

者（看護師、准看護師、介護福祉士及び介護支援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症の利用者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、指定介護予防訪問入浴介護事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化するなどの必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第48条の2の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対し指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施するため及び非常の場合における早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第48条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、規則で定める措置を講じなければならない。

（重要事項の掲示）

第48条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第48条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲

（感染症の予防等のための措置）

第15条の3 条例第48条の3第3項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

示しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(秘密保持等)

第48条の5 指定介護予防訪問入浴介護事業者の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業者の従業者であった者が、正当な理由がなく、前項の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ、当該利用者又はその家族の同意を文書により得ておかなければならない。

(広告)

第48条の6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与の禁止)

第48条の7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、これらの者が介護予防サービスの利用を希望する者に対して当該指定介護予防訪問入浴介護事業者その他の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情解決)

第48条の8 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る苦情に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又はその職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、市町村からの求めがあったときは、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る苦情に関し、国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この条において同じ。）が法第176条第1項

第3号の規定により行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(市町村の事業への協力等)

第48条の9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者等からの相談に応じ必要な援助を行う者を派遣する事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第48条の10 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、その者の家族、その者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第48条の10の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

(会計の区分)

第48条の11 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(虐待の防止のための措置)

第15条の4 条例第48条の10の2の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くこと。

<p>(記録の整備)</p> <p>第49条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第3号及び第4号に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1) その提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(2) 第45条の17の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(3) 第48条の8第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録</p> <p>(4) 第48条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</p> <p>第50条 削除</p>		
<p>第2節 介護予防のための効果的な支援の方法</p> <p>(基本的な取扱方針)</p> <p>第51条 指定介護予防訪問入浴介護は、利用者の介護予防(法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。)に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。</p> <p>4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができる方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害するなどの不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。</p> <p>(具体的な取扱方針)</p> <p>第52条 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護は、第44条に定める基本方針及び前条に定める基本的な取扱方針に基づき、次に掲げるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議による情報交換等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等その者の日常生活全般の状況の的確な把握を行わなければならないこと。</p> <p>(2) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サ</p>		<p>(介護予防訪問入浴介護)</p> <p>第56 指定介護予防訪問入浴介護の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 基本的な取扱方針</p> <p>指定介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針については、予防条例第51条に定めるところによるほか、次の点に留意するものとする。</p> <p>① 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、一人一人の高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ、利用者ごとに目標を設定の上、計画的に行うこと。</p> <p>② サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。</p> <p>③ 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況により、訪問時に全身入浴が困難な場合は、利用者の希望により、清しき又は洗髪、陰部、足部等の部分浴を実施するなど、適切なサービス提供に努めること。</p> <p>(2) 具体的な取扱方針</p> <p>① 予防条例第52条第2号に定める「サービスの提供方法等」は、入浴方法等</p>

<p>サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならないこと。</p> <p>(3) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって行わなければならないこと。</p> <p>(4) 1回の訪問につき、規則で定める従業者をもって行わなければならないこと。</p> <p>(5) サービスの提供に用いる設備及び器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備及び器具その他の用品については、サービスを提供するごとに消毒したものを使用しなければならないこと。</p> <p style="text-align: center;">第3節 基準該当介護予防訪問入浴介護 (定義)</p> <p>第53条 この条例において「基準該当介護予防訪問入浴介護」とは、介護予防訪問入浴介護（これに相当するサービスを含む。）に係る基準該当介護予防サービスをいう。</p> <p>2 この条例において「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者」とは、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業を行う者をいう。</p> <p>3 この条例において「基準該当介護予防訪問入浴介護事業所」とは、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業を行う事業所をいう。</p> <p style="text-align: center;">(基準該当介護予防訪問入浴介護の事業の基準)</p> <p>第54条 基準該当介護予防訪問入浴介護の事業の従業者、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法の基準は、前2節（第</p>	<p style="text-align: center;">第2節 基準該当介護予防訪問入浴介護 (従業者)</p> <p>第16条 条例第52条第4号の規則で定める従業者は、看護職員1人及び介護職員1人とする。ただし、利用者の身体の状況が安定していることなどから、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、介護職員2人とすることができる。</p> <p>2 前項の従業者のうち1人は、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供の責任者としなければならない。</p> <p>第17条 基準該当訪問入浴介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第53条第2項に規定する基準該当訪問入浴介護事業者をいう。次条において同じ。）が基準該当訪問入浴介護（指定居宅サービス等基準条例第53条第1項に規定する基準該当訪問入浴介護をいう。次条において同じ。）の事業と基準該当介護予防訪問入浴介護の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定居宅サービス等基準規則第14条第1項に定める基準を満たすことをもって、第14条第1項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(基準該当訪問入浴介護の事業と一体的に運営する場合の設備等の基準)</p> <p>第17条の2 基準該当訪問入浴介護事業者が基準該当訪問入浴介護の事業と基準該当介護予防訪問入浴介護の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合については、指定居宅サービス等基準条例第52条において準用する指定居宅サービス等基準条例第7条に定める基準を満たすことをもって、条例第45条の3に定める基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(基準該当介護予防訪問入浴介護の事業の基準)</p> <p>第18条 前2条に定めるもののほか、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業の従業者、設備及び運営の基準は、前節（第14条第2項及び第14条の</p>	<p>の内容、作業手順、入浴後の留意点などを含むものであること。</p> <p>② 予防規則第16条第2項に定める「提供の責任者」については、入浴介護に関する知識や技術を有した者であって、衛生管理や入浴サービスの提供に当たって他の従業者に対し作業手順など適切な指導を行うとともに、利用者が安心してサービス提供を受けられるように配慮すること。また、同号に定める「主治の医師の意見を確認」については、利用者又は利用者の承認を得て当該事業者が、利用者の主治医に確認することとし、併せて、次に確認すべき時期についても確認しておくこと。</p> <p>③ 予防条例第52条第5号に定める「サービスの提供に用いる設備及び器具その他の用品」の安全衛生については、特に次の点に留意すること。</p> <p>ア 浴槽など利用者の身体に直に接触する設備・器具類は、利用者一人ごとに消毒した清潔なものを使用し、使用後に洗浄及び消毒を行うこと。また、保管に当たっても、清潔保持に留意すること。</p> <p>イ 皮膚に直に接するタオル等については、利用者一人ごとに取り替えるか個人専用のものを使用する等、安全清潔なものを使用すること。</p> <p>ウ 消毒方法等についてマニュアルを作成するなど、当該従業者に周知させること。</p>
--	--	---

45条第3項、第45条の11、第45条の16第1項並びに第48条の8第5項及び第6項を除く。)に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定(第44条及び第45条の16第2項を除く。)中「指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者」と、「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護事業所」と、第44条中「指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護(以下この章において「指定介護予防訪問入浴介護」という。)」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、第45条の2中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第45条の3中「広さを有する専用の事務室又は」とあるのは「広さの」と、第45条の15第1項中「、内容及び法定代理受領サービスに係る介護予防サービス費の額」とあるのは「及び内容」と、第45条の16第2項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護」とする。

第4章 介護予防訪問看護
第1節 介護予防訪問看護
(基本方針)

第55条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護(以下この章において「指定介護予防訪問看護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、その心身の機能の維持回復を図り、もってその者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者)

第56条 指定介護予防訪問看護の事業を行う者(以下「指定介護予防訪問看護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下この章において「指定介護予防訪問看護事業所」という。)ごとに、次の各号に掲げる指定介護予防訪問看護事業所の区分に応じ、当該各号に定める指定介護予防訪問看護の提供に当たる従業者を置かなければならない。

(1) 病院又は診療所以外の指定介護予防訪問看護事業所(以下この章及び第74条において「指定介護予防訪問看護ステーション」という。) 次に掲げる従業者

ア 看護職員(保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この条において同じ。)

イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

(2) 病院又は診療所である指定介護予防訪問看護事業所 看護職員

2 前項各号に定める従業者の員数の基準は、規則で定める。

3 指定介護予防訪問看護ステーションの看護職員のうち1人は、常勤でなければならない。

2を除く。)に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定(第15条第1項及び第15条の2を除く。)中「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者」と、「指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、第15条第1項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者は、」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、条例第54条の規定により読み替えて適用される」と、「指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護に係る特例介護予防サービス費用基準額」と、第15条の2中「指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護」と、「指定介護予防訪問入浴介護の」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護の」とする。

第4章 介護予防訪問看護

(従業者)

第19条 条例第56条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 指定介護予防訪問看護ステーション(条例第56条第1項第1号に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。以下この項において同じ。)の看護職員(保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この項において同じ。) 常勤換算方法で2.5以上

(2) 指定介護予防訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 当該指定介護予防訪問看護ステーションの実情に応じた適当数

(3) 病院又は診療所である指定介護予防訪問看護事業所(条例第56条第1項に規定する指定介護予防訪問看護事業所をいう。)の看護職員 適当数

<p>(管理者)</p> <p>第57条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>2 指定介護予防訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合にあっては、この限りでない。</p> <p>3 指定介護予防訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定介護予防訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。</p> <p>(設備等)</p> <p>第58条 指定介護予防訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けなければならない。ただし、当該指定介護予防訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションにその事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りるものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、指定介護予防訪問看護ステーションには、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。</p> <p>3 病院又は診療所である指定介護予防訪問看護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専ら指定介護予防訪問看護の事業の用に供する区画を確保するとともに、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。</p> <p>4 前3項に規定する設備等の基準は、規則で定める。</p> <p>(同居家族に対するサービス提供の禁止)</p> <p>第58条の2 指定介護予防訪問看護事業者は、当該指定介護予防訪問看護事業者の第56条第1項に規定する従業者の同居の家族が利用者である場合には、当該従業者に当該利用者に対する指定介護予防訪</p>	<p>(利用料等の受領)</p> <p>第20条 指定介護予防訪問看護事業者(条例第56条第1項に規定する指定介護予防訪問看護事業者をいう。以下この章において同じ。)は、条例第61条において準用する条例第45条の16第2項の利用料の額と、指定介護予防訪問看護(条例第55条に規定する指定介護予防訪問看護をいう。以下同じ。)に係る介護予防サービス費用基準額及び健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第88条第1項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第64条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第78条第1項に規定する指定訪問看護のうち指定介護予防訪問看護に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>2 条例第61条において準用する条例第45条の16第3項の規則で定める費用は、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問看護を行う場合の交通費とする。</p>	
--	---	--

問看護の提供をさせてはならない。

(緊急時等の対応)

第59条 指定介護予防訪問看護の提供に当たる従業者は、利用者に指定介護予防訪問看護を提供している場合であってその者に病状の急変等が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師に連絡してその指示を求めるなどの必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第59条の2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 第48条第1号から第3号まで、第5号、第7号及び第8号に掲げる事項
- (2) 指定介護予防訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額
- (3) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第59条の3 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、第56条第1項に規定する従業者の勤務の体制を定め、当該指定介護予防訪問看護事業所の当該従業者によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、第56条第1項に規定する従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、当該指定介護予防訪問看護事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより第56条第1項に規定する従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化するなどの必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第60条 指定介護予防訪問看護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第6号及び第7号に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 主治の医師による指示の文書
- (2) 介護予防訪問看護計画
- (3) 介護予防訪問看護報告書
- (4) その提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (5) 次条において準用する第45条の17の規定による市町村への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第48条の8第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録

<p>(7) 次条において準用する第48条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第61条 第45条の4から第45条の17まで、第47条及び第48条の2の2から第48条の11までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業、指定介護予防訪問看護事業者及び指定介護予防訪問看護事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「第56条第1項に規定する従業者」と、第45条の4第1項及び第48条の4第1項中「第48条」とあるのは「第59条の2」と、第45条の6中「等を」とあるのは「、利用申込者の病状等を」と、「介護予防支援事業者」とあるのは「主治の医師及び介護予防支援事業者」と、第45条の9中「心身の状況」とあるのは「心身の状況及び病歴」と、第45条の10第2項中「介護予防支援事業者」とあるのは「主治の医師及び介護予防支援事業者」と、第48条の3第2項中「浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。</p>		
<p>第2節 介護予防のための効果的な支援の方法</p> <p>(基本的な取扱方針)</p> <p>第62条 指定介護予防訪問看護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問看護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。</p> <p>4 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができる方法によるサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>5 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者との意思疎通を十分に図ることその他の方法により、その者がその有する能力を最大限に活用することができるよう適切な働きかけに努めなければならない。</p>		<p>(介護予防訪問看護)</p> <p>第57 指定介護予防訪問看護の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 基本的な取扱方針</p> <p>予防条例第62条に定める指定介護予防訪問看護の基本的な取扱方針について、特に留意すべきところは、次のとおりである。</p> <p>① 指定介護予防訪問看護は、利用者の心身の状態を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治医との密接な連携のもとに介護予防訪問看護計画に沿って行うものとしたものであること。</p> <p>② 介護予防訪問看護計画の作成に当たっては、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。</p> <p>③ 利用者の健康状態と経過、看護の目標や内容、具体的な方法その他療養上必要な事項について利用者及び家族に理解しやすいよう指導又は説明を行うこと。また、介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めること。</p> <p>④ サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力</p>

<p>(具体的な取扱方針)</p> <p>第63条 看護師その他の従業者の行う指定介護予防訪問看護は、第55条に定める基本方針及び前条に定める基本的な取扱方針に基づき、次に掲げるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議による情報交換等の適切な方法により、利用者の病状、その心身の状況、その置かれている環境等その者の日常生活全般の状況の的確な把握を行わなければならないこと。</p> <p>(2) 看護師その他の従業者（准看護師を除く。以下この条において「看護師等」という。）は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、規則で定める事項を記載した介護予防訪問看護計画を作成し、主治の医師に提出しなければならないこと。</p> <p>(3) 看護師等は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って介護予防訪問看護計画を作成しなければならないこと。</p> <p>(4) 看護師等は、介護予防訪問看護計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならないこと。</p> <p>(5) 主治の医師との密接な連携及び介護予防訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に行わなければならないこと。</p> <p>(6) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならないこと。</p> <p>(7) 医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって行わなければならないこと。</p> <p>(8) 特殊な看護等については、行ってはならないこと。</p> <p>(9) 看護師等は、介護予防訪問看護計画に基づきサービスを提供している間、少なくとも1回以上、当該介護予防訪問看護計画の実施状況の把握を行わなければならないこと。</p> <p>(10) 看護師等は、前号の把握の結果も踏まえつつ、その訪問した日、提供したサービスの内容等を記載した介護予防訪問看護報</p>	<p>(介護予防訪問看護計画)</p> <p>第21条 条例第63条第2号の規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定介護予防訪問看護の目標</p> <p>(2) 前号の目標を達成するための具体的なサービスの内容</p> <p>(3) サービスの提供を行う期間</p> <p>(4) その他必要と認められる事項</p> <p>2 看護師等（条例第63条第2号に規定する看護師等をいう。次項において同じ。）は、介護予防訪問看護計画について同条第4号の規定による利用者の同意を得るに当たっては、あらかじめ、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明しなければならない。</p> <p>3 看護師等は、介護予防訪問看護計画を作成したときは、当該介護予防訪問看護計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>4 前3項の規定は、介護予防訪問看護計画の変更について準用する。</p> <p>(準用)</p> <p>第22条 第14条第2項、第14条の2から第14条の5まで及び第15条の2から第15条の4までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業及び指定介護予防訪問看護事業者について準用する。この場合において、第14条第2項中「第45条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「第56条第1項に規定する指定訪問看護事業者」と、「(条例第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下この章において同じ。)の指定」とあるのは「の指定」と、「第44条に規定する指定訪問入浴介護」とあるのは「第55条に規定する指定訪問看護」と、「(条例第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護の事業をいう。以下この節において同じ。)の事業」とあるのは「の事業」と、「指定居宅サービス等基準条例第45条第3項」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第56条第3項」と、「第14条第1項」とあるのは「第19条」と、「第45条第3項及び前項」とあるのは「第56条第3項及びこの規則第19条」と、第14条の2中「指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第56条第1項に規定する指定訪問看護事業者」と、「指定訪問入浴介護の」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第55条に規定する指定訪問看護の」と、「第52条において準用する指定居宅サービス等基準条例第7条」とあり、及び「第45条の3」とあるのは「第58条第1項から第3項まで」と、<u>第15条の3中「第48条の3第3項」とあるのは「第61条において準用する条例第48条の3第3項」と、同条及び第15条の4中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「条例第56条第1項に規定する従業者」と、同条中「第48条の10の2」とあるのは「第61条</u></p>	<p>を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。</p> <p>⑤ 提供された介護予防サービスについては、介護予防訪問看護計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図らなければならないものであること。</p> <p>(2) 具体的な取扱方針</p> <p>① 予防条例第63条第1号から第3号は、看護師等（准看護師を除く。以下<u>第57(2)</u>において同じ。）は、介護予防訪問看護計画を作成し、主治医に提出しなければならないこととしたものである。介護予防訪問看護計画の作成に当たっては、主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、置かれている環境等を把握・分析し、指定介護予防訪問看護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにした上で（アセスメント）、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、期間等を明らかにするものとする。</p> <p>なお、既に介護予防サービス計画が作成されている場合には、当該計画に沿って指定介護予防訪問看護の計画を立案するものとする。</p> <p>② 予防条例第63条第4号から第6号及び予防規則第21条第1項及び第2項は、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明について定めたものである。即ち、介護予防訪問看護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容及び理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士による指定介護予防訪問看護については、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合には、看護職員の代わりに訪問させるものであることについて説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。看護師等は、介護予防訪問看護計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。また、介護予防訪問看護計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならないが、当該介護予防訪問看護計画は、予防条例第60条第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならないものとする。</p> <p>③ 予防条例第63条第7号及び第8号は、指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に沿った適切な看護技術をもって対応できるよう、新しい看護技術の習得等、研鑽を積むことを定めたものである。また、第8号においては、医学の立場を堅持し、広く一般に認められていない看護等については行ってはならないこととしているものである。</p> <p>④ 同条第9号から第12号は、介護予防訪問看護計画に定める計画期間終了後の当該計画の実施状況の把握（モニタリング）、当該モニタリングの結果も踏まえた介護予防訪問看護報告書の作成、当該報告書の内容の担当する介護予防支援事業者への報告及び主治医への定期的な提出を義務づけたものである。</p>
--	--	--

告書を作成し、当該報告書の内容について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該報告書を主治の医師に定期的に提出しなければならないこと。

(11) 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、介護予防訪問看護計画及び介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならないこと。

(12) 看護師等は、第9号の規定による把握の結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問看護計画の変更を行い、変更後の当該介護予防訪問看護計画を主治の医師に提出しなければならないこと。

(13) 第1号から第4号までの規定は、前号の規定による介護予防訪問看護計画の変更について準用するものであること。

(14) 病院又は診療所である指定介護予防訪問看護事業所にあつては、第2号、第3号、第10号及び第12号の規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができること。

（主治の医師との関係）

第64条 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護を提供しようとするときは、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に

において準用する条例第48条の10の2」と読み替えるものとする。

看護師等は、介護予防訪問看護報告書に、訪問を行った日、提供した看護内容、介護予防訪問看護計画書に定めた目標に照らしたサービス提供結果等を記載するものとする。

なお、当該報告書は、訪問の都度記載する記録とは異なり、主治医に定期的に提出するものをいい、当該報告書の記載と先に主治医に提出した介護予防訪問看護計画書（当該計画書を予防条例第63条第14号において診療記録の記載をもって代えた場合を含む。）の記載において重複する箇所がある場合は、当該報告書における重複箇所の記載を省略しても差し支えないこととする。

看護師等は、介護予防訪問看護報告書に記載する内容について、担当する介護予防支援事業者に報告するとともに、当該報告書自体は、主治医に提出するものとする。

また、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定介護予防訪問看護を提供している利用者については、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書は、看護職員（准看護師を除く。）と理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が連携し作成すること。作成に当たり、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供するものも含め介護予防訪問看護の内容を一体的に介護予防訪問看護計画書に記載するとともに、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供した指定介護予防訪問看護の内容とその結果等を記載した文書を添付すること。なお、管理者にあつては、介護予防訪問看護計画に沿った実施状況を把握し、計画書及び報告書に関し、助言、指導等必要な管理を行わなければならないものとする。

⑤ 同条第14号は、指定介護予防訪問看護事業所が保険医療機関である場合は、主治医への介護予防訪問看護計画書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができることとしたものであり、「訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて」（平成12年3月30日老企第55号厚生省老人福祉保健福祉局企画課長通知）に定める訪問看護計画書を参考に事業所ごとに定めるもので差し支えないものとする。

⑥ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第30条第12号において、「担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者に対して、指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定介護予防支援事業者から介護予防訪問看護計画の提供の求めがあつた際には、当該介護予防訪問看護計画を提出することに協力するよう努めるものとする。

(3) 主治の医師との関係

① 指定介護予防看護事業所の管理者は、利用者の主治医が発行する介護予防訪問看護指示の文書（以下第57号において「指示書」という。）に基づき指定介護予防訪問看護が行われるよう、主治医との連絡調整、指定介護予防訪問看護の提供を担当する看護師その他の従業者の監督等必要な管理を行わなければならないこととする。

なお、主治医とは、利用申込者の選定により加療している医師をいい、主治医以外の複数の医師から指示書の交付を受けることはできないものである。

② 予防条例第64条第2項は、指定介護予防訪問看護の利用対象者は、その主治医が指定介護予防訪問看護の必要性を認めたものに限られるものであることを踏まえ、指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の開始に際しては、指示書の交付を受けなければならないこととしたも

当たっては、主治の医師との密接な連携を図らなければならない。
4 病院又は診療所である指定介護予防訪問看護事業所は、第2項の規定による主治の医師の文書による指示は、診療記録への記載をもって代えることができる。

第5章 介護予防訪問リハビリテーション

第1節 介護予防訪問リハビリテーション (基本方針)

第65条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問リハビリテーション(以下この章において「指定介護予防訪問リハビリテーション」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、その者の心身の機能の維持回復を図り、もってその者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者)

第66条 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う者(以下この章及び第105条において「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」という。)は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所(以下この章において「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」という。)ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 医師
 - (2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(第72条において「理学療法士等」という。)
- 2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。
3 第1項第1号の医師は、常勤でなければならない。

第5章 介護予防訪問リハビリテーション

(従業者)

第22条の2 条例第66条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 医師 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数
- (2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上

(利用料等の受領)

第23条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者(条例第66条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)

のである。

- ③ 指定介護予防訪問看護事業所が主治医に提出する介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書については、書面又は電子的な方法により主治医に提出できるものとする。ただし、電子的方法によって、個々の利用者の介護予防訪問看護に関する介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書を主治医に提出する場合は、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し、安全な通信環境を確保するとともに、厚生労働省の定める準拠性監査基準を満たす保健医療福祉分野の公開鍵基盤(HPKI:Healthcare Public Key Infrastructure)による電子署名を施すこと。
- ④ 指定介護予防訪問看護の実施に当たっては、特に医療施設内の場合と異なり、看護師その他の従業者が単独で行うことに十分留意するとともに慎重な状況判断等が要求されることを踏まえ、主治医との密接かつ適切な連携を図ることとする。

<p>(設備等)</p> <p>第67条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所には、規則で定めるところにより、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第68条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 第48条第1号から第3号まで、<u>第5号及び第8号</u>に掲げる事項</p> <p>(2) 指定介護予防訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額</p> <p>(3) その他運営に関する重要事項</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第69条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第4号及び第5号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1) 介護予防訪問リハビリテーション計画</p> <p>(2) その提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第45条の17の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第48条の8第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第48条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第70条 第45条の4から第45条の17まで、第47条、<u>第48条の2の2</u>から第48条の5まで、<u>第48条の7</u>から第48条の11まで及び<u>第59条の3</u>の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業、指定介護予防訪問リハビリテーション事業者及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業所について準用する。この場合において、これらの規定中</p>	<p>は、条例第70条において準用する条例第45条の16第2項の利用料の額と、指定介護予防訪問リハビリテーション(条例第65条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)に係る介護予防サービス費用基準額及び健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定介護予防訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>2 条例第70条において準用する条例第45条の16第3項の規則で定める費用は、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問リハビリテーションを行う場合の交通費とする。</p>	
---	---	--

<p><u>「介護予防訪問入浴介護従業者」とあり、並びに第59条の3中「第56条第1項に規定する従業者」とあり、及び「当該従業者」とあるのは「第66条に規定する理学療法士等」と、第45条の4第1項及び第48条の4第1項中「第48条」とあるのは「第68条」と、第45条の9中「心身の状況」とあるのは「心身の状況及び病歴」と、第45条の10第2項中「介護予防支援事業者」とあるのは「主治の医師及び介護予防支援事業者」と、第48条の3第2項中「浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。</u></p>		
<p>第2節 介護予防のための効果的な支援の方法</p> <p>(基本的な取扱方針)</p> <p>第71条 指定介護予防訪問リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。</p> <p>4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができる方法によるサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>5 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たり、利用者との意思疎通を十分に図ることその他の方法により、その者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。</p>		<p>(介護予防訪問リハビリテーション)</p> <p>第58 指定介護予防訪問リハビリテーションの介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 基本的な取扱方針</p> <p>予防条例第71条に定める指定介護予防訪問リハビリテーションの基本的な取扱方針について、特に留意すべきところは、次のとおりである。</p> <p>① 指定介護予防訪問リハビリテーションは、利用者の心身の状態、生活環境を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師の診療に基づく介護予防訪問リハビリテーション計画に沿って行うものとしたものであること。</p> <p>指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たって、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所とは別の医療機関の医師から計画的な医学的管理を受けている患者であって、例外として、当該事業所の医師がやむを得ず診療できない場合には、別の医療機関の医師から情報提供を受けて、当該情報をもとに介護予防訪問リハビリテーション計画を作成しても差し支えないものとする。なお、この場合は、当該情報提供を行った別の医療機関の医師と当該事業所の医師の間で十分な連携を図るものであること。</p> <p>② 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師が、指定介護予防訪問リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等の指示を行うこと。</p> <p>③ 介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。</p> <p>④ 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、利用者の心身の状態、リハビリテーションの内容やそれを提供する目的、具体的な方法、リハビリテーションに必要な環境の整備、療養上守るべき点及び療養上必要な目標等、療養上必要な事項について利用者及び家族に理解しやすいよう指導又は説明を行うこと。また、介護予防の十分な効果が高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めること。</p> <p>⑤ サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへ</p>

<p>(具体的な取扱方針)</p> <p>第72条 理学療法士等が行う指定介護予防訪問リハビリテーションは、第65条に定める基本方針及び前条に定める基本的な取扱方針に基づき、次に掲げるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議又はリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、担当職員（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第2条に規定する担当職員をいう。第114条において同じ。）、法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者（以下この条及び第105条において「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下この条及び第105条において同じ。）による情報交換等の適切な方法により、利用者の病状、その心身の状況、その置かれている環境等その者の日常生活全般の状況の的確な把握を行わなければならないこと。</p> <p>(2) 医師及び理学療法士等は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、規則で定める事項を記載した介護予防訪問リハビリテーション計画を作成しなければならないこと。</p> <p>(3) 医師及び理学療法士等は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って介護予防訪問リハビリテーション計画を作成しなければならないこと。</p> <p>(4) 医師又は理学療法士等は、介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならないこと。</p> <p>(5) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が第98条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合においては、第105条第2号から第4号までに定める基準を満たすことをもつ</p>	<p>(リハビリテーション会議におけるテレビ電話装置等の活用)</p> <p><u>第23条の2 条例第72条第1号に規定するリハビリテーション会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。</u></p> <p>(介護予防訪問リハビリテーション計画)</p> <p>第24条 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画について条例第72条第4号の規定による利用者の同意を得るに当たっては、あらかじめ、その内容について利用者又はその家族に対して説明しなければならない。</p> <p>2 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画を作成したときは、当該介護予防訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定は、介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。</p>	<p>の依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。</p> <p>⑥ 提供された介護予防サービスについては、介護予防訪問リハビリテーション計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図らなければならないものであること。</p> <p><u>⑦ 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫などの情報を伝達していること。</u></p> <p>(2) 具体的な取扱方針</p> <p>① 予防条例第72条第1号から第3号は、医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画を作成しなければならないこととしたものである。介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、置かれている環境等を把握・分析し、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供によって解決すべき問題状況を明らかにした上で（アセスメント）、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的な内容、期間等を明らかにするものとする。</p> <p>なお、既に介護予防サービス計画が作成されている場合には、当該計画に沿って指定介護予防訪問リハビリテーションの計画を立案するものとする。<u>介護予防訪問リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。</u></p> <p>② 同条第4号から第7号及び予防規則第24条第1項及び第2項は、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明について定めたものである。すなわち、介護予防訪問リハビリテーション計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。</p> <p>また、介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該リハビリテーション計画書を遅滞なく利用者に交付しなければならないが、当該リハ</p>
---	---	--

<p>て、第2号から前号までに定める基準を満たしているものとみなすことができること。</p> <p>(6) 医師の指示及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切に行わなければならないこと。</p> <p>(7) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならないこと。</p> <p>(8) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって行わなければならないこと。</p> <p>(9) 理学療法士等は、利用者ごとに、介護予防訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告しなければならないこと。</p> <p>(10) 医師又は理学療法士等は、介護予防訪問リハビリテーション計画に基づきサービスを提供している間、少なくとも1回以上、当該介護予防訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握を行わなければならないこと。</p> <p>(11) 医師又は理学療法士等は、前号の規定による把握の結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならないこと。</p> <p>(12) 医師又は理学療法士等は、第10号の規定による把握の結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行わなければならないこと。</p> <p>(13) 第1号から第5号までの規定は、前号の規定による介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用するものであること。</p>	<p>(準用)</p> <p>第25条 第14条第2項、第14条の2から第14条の5まで、<u>第15条の2から第15条の4まで</u>及び第21条第1項の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業者について準用する。この場合において、第14条第2項中「第45条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「第68条に規定する指定訪問リハビリテーション事業者」と、「(条例第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下この章において同じ。)の指定」とあるのは「の指定」と、「第44条に規定する指定訪問入浴介護」とあるのは「第67条に規定する指定訪問リハビリテーション」と、「(条例第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護の事業をいう。以下この節において同じ。)の事業」とあるのは「の事業」と、「第45条第3項及び介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第22号。以下「指定居宅サービス等基準規則」という。）第14条第1項」とあるのは「第68条」と、「第45条第3項及び前項」とあるのは「第66条」と、第14条の2中「指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第68条に規定する指定訪問リハビリテーション事業者」と、「指定訪問入浴介護の」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第67条に規定する指定訪問リハビリテーションの」と、「第52条において準用する指定居宅サービス等基準条例第7条」とあるのは「第69条」と、「第45条の3」とあるのは「<u>第67条</u>」と、<u>第15条の3中「第48条の3第3項」とあるのは「第70条において準用する条例第48条の3第3項」と、同条及び第15条の4中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「<u>条例第66条第1項に規定する従業者</u>」と、同条中「第48条の10の2」とあるのは「<u>第70条において準用する条例第48条の10の2</u>」と、第21条第1項中「第63条第2号」とあるのは「第72条第2号」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>ビリテーション計画書は、予防条例第69条第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならないものとする。</p> <p>③ 予防条例第72条第8号は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医学の進歩に沿った適切な技術をもって対応できるよう、新しい技術の習得等、研鑽を積むことを定めたものである。</p> <p>④ 同条第10号から第12号は、介護予防訪問リハビリテーション計画に定める計画期間終了後の当該計画の実施状況の把握（モニタリング）、当該モニタリング結果の記録の作成、当該記録の担当する指定介護予防支援事業者への報告を義務づけたものである。</p> <p>⑤ 介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定介護予防訪問リハビリテーション事業者については、介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、介護予防訪問リハビリテーションの提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。なお、介護予防訪問リハビリテーション計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない。</p>
<p>第6章 介護予防居宅療養管理指導</p> <p>第1節 介護予防居宅療養管理指導</p> <p>(基本方針)</p> <p>第73条 指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導（以下この章において「指定介護予防居宅療養管理指導」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士（<u>歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。次条第1項第1号のイ及び第80条第3項において同じ。</u>）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、その置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の心身の機能の維持回復を図り、もってその者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>(従業者)</p> <p>第74条 指定介護予防居宅療養管理指導の事業を行う者（以下この章</p>	<p>第6章 介護予防居宅療養管理指導</p>	

<p>において「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下この章において「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。)ごとに、次の各号に掲げる指定介護予防居宅療養管理指導事業所の区分に応じ、当該各号に定める介護予防居宅療養管理指導従業者(指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たる従業者をいう。)を置かなければならない。</p> <p>(1) 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 次に掲げる従業者 ア 医師又は歯科医師 イ 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士</p> <p>(2) 薬局である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 薬剤師</p> <p>2 前項各号に定める従業者の員数の基準は、規則で定める。</p> <p>(設備等)</p> <p>第75条 指定介護予防居宅療養管理指導事業所は、規則で定めるところにより、病院、診療所又は薬局であつて、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているものとともに、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を有していなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第76条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 第48条第1号から第3号まで及び第8号に掲げる事項</p> <p>(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額</p> <p>(3) 通常事業の実施地域</p> <p>(4) その他運営に関する重要事項</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第77条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第3号及び第4号に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1) その提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(2) 次条において準用する第45条の17の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(3) 次条において準用する第48条の8第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第48条の10第2項に規定する事故の状</p>	<p>(従業者)</p> <p>第26条 条例第74条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所(条例第74条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業所をいう。以下この項において同じ。)の医師又は歯科医師 1以上</p> <p>(2) 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所の薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士 相当数</p> <p>(3) 薬局である指定介護予防居宅療養管理指導事業所の薬剤師 1以上</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第27条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者(条例第74条第1項に規定</p>	
---	---	--

<p>況及び事故に際して採った措置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第78条 第45条の4から第45条の10まで、第45条の12、第45条の14から第45条の17まで、第47条、<u>第48条の2の2</u>から第48条の5まで、及び第48条の7から第48条の11まで<u>及び第59条の3の規定</u>は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業、指定介護予防居宅療養管理指導事業者及び指定介護予防居宅療養管理指導事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第45条の4第1項及び第48条の4第1項中「第48条」とあるのは「第76条」と、第45条の9中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴及び服薬歴」と、第45条の10第2項中「介護予防支援事業者」とあるのは「主治の医師及び介護予防支援事業者」と、第45条の14中「初めて訪問するとき及び利用者」とあるのは「利用者」と、第48条の3第2項中「浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と、<u>第59条の3中「第56条第1項に規定する従業者」とあり、及び「当該従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替える読み替えるものとする。</u></p>	<p>する指定介護予防居宅療養管理指導事業者をいう。第29条において同じ。)は、条例第78条において準用する条例第45条の16第2項の利用料の額と、指定介護予防居宅療養管理指導(条例第73条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導をいう。以下この条及び第29条において同じ。)に係る介護予防サービス費用基準額及び健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定介護予防居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>2 条例第78条において準用する条例第45条の16第3項の規則で定める費用は、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に要する交通費とする。</p>	
<p>第2節 介護予防のための効果的な支援の方法</p> <p>(基本的な取扱方針)</p> <p>第79条 指定介護予防居宅療養管理指導は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。</p> <p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定介護予防居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。</p> <p>4 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができる方法によるサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>(具体的な取扱方針)</p> <p>第80条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供を行うとともに、利用者又はその家族に対し、介護予防サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行わなければならないこと。</p>		<p>(介護予防居宅療養管理指導)</p> <p><u>第59</u> 指定介護予防居宅療養管理指導の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準のうち、指定介護予防居宅療養管理指導の具体的な取扱方針については、予防条例第80条及び予防規則第28条の定めるところによるほか、次の点に留意するものとする。</p> <p>① 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導は、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的な医学的管理又は歯科医学的管理を行っている要支援者に対して行うものであること。</p> <p>② 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、要支援者にサービスを提供し</p>

<p>(2) 利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、これらの者に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行わなければならないこと。この場合においては、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならないこと。</p> <p>(3) 療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、これらの者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行わなければならないこと。この場合においては、原則として、サービス担当者会議において行わなければならないこと。</p> <p>(4) 利用者ごとに、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録しなければならないこと。</p> <p>2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定介護予防居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が作成した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、その居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行わなければならないこと。</p> <p>(2) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならないこと。</p> <p>(3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びにその置かれている環境の的確な把握に努め、適切に行わなければならないこと。</p> <p><u>(4) 療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、これらの者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行わなければならないこと。この場合においては、原則として、サービス担当者会議において行わなければならないこと。</u></p> <p>(5) 利用者ごとに、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告しなければならないこと。</p> <p>3 <u>歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより行わなければならない。</u></p> <p><u>(1) 医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、その居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行わなければならないこと。</u></p> <p><u>(2) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならないこと。</u></p> <p><u>(3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びにその置かれている環境の的確な把握に努め、適切に行わなければならないこと。</u></p> <p><u>(4) 利用者ごとに、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告しなければならないこと。</u></p>	<p>(介護予防サービスの提供等に必要な情報提供等)</p> <p>第28条 医師若しくは歯科医師又は薬剤師は、条例第80条第1項第3号又は同条第2項第4号の規定による情報提供又は助言をサービス担当者会議において行うことができない場合には、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、原則として、当該情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。</p>	<p>ている事業者に対して、必要に応じて迅速に指導又は助言を行うために、日頃からサービスの提供事業者や提供状況を把握するように努めること。</p> <p>③ 薬剤師、歯科衛生士及び栄養管理士は、指定介護予防居宅療養管理指導を行った際には、速やかに、指定介護予防居宅療養管理指導を実施した要支援者の氏名、実施日時、実施した介護予防居宅療養管理指導の要点及び担当者の氏名を記録すること</p>
--	--	--

<p>第81条から第96条まで 削除</p>	<p>(準用) 第29条 第14条第2項、第14条の2から第14条の5まで及び第15条の2から第15条の4までの規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業及び指定介護予防居宅療養管理指導事業者について準用する。この場合において、第14条第2項中「第45条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「第77条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者」と、「(条例第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下この章において同じ。)の指定」とあるのは「の指定」と、「第44条に規定する指定訪問入浴介護」とあるのは「第76条に規定する指定居宅療養管理指導」と、「(条例第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護の事業をいう。以下この節において同じ。)の事業」とあるのは「の事業」と、「については、指定居宅サービス等基準条例第45条第3項及び」とあるのは「については、」と、「第14条第1項」とあり、及び「第45条第3項及び前項」とあるのは「第26条」と、第14条の2中「指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第77条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者」と、「指定訪問入浴介護の」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第76条に規定する指定居宅療養管理指導の」と、「第52条において準用する指定居宅サービス等基準条例第7条」とあるのは「第78条」と、「第45条の3」とあるのは「第75条」と、第15条の3中「第48条の3第3項」とあるのは「第78条において準用する条例第48条の3第3項」と、同条及び第15条の4中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、同条中「第48条の10の2」とあるのは「第78条において準用する条例第48条の10の2」と読み替えるものとする。</p> <p>第30条から第36条まで 削除</p>	<p>第60 削除</p>
<p>第8章 介護予防通所リハビリテーション 第1節 介護予防通所リハビリテーション (基本方針) 第97条 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所リハビリテーション(以下この章において「指定介護予防通所リハビリテーション」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、その者の心身の機能の維持回復を図り、もってその者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>(従業者) 第98条 指定介護予防通所リハビリテーションの事業を行う者(以下この章において「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下この章において「指定介護予防通所リハビリテーション事業所」という。)ごとに、次に掲げる指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者を置かなければならない。</p> <p>(1) 医師 (2) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員(看護師又は准看護師をいう。)又は介護職員</p>	<p>第8章 介護予防通所リハビリテーション</p>	

<p>2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。</p> <p>3 医師は、常勤でなければならない。</p>	<p>(従業者)</p> <p>第37条 条例第98条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 医師 指定介護予防通所リハビリテーション(条例第97条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の提供に当たらせるために必要な1以上の数</p> <p>(2) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員(看護師又は准看護師をいう。)又は介護職員(以下この条において「理学療法士その他の従業者」という。) 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数</p> <p>ア 指定介護予防通所リハビリテーションの単位(指定介護予防通所リハビリテーションであってその提供が同時に1又は2以上の利用者に対して一体的に行われるものをいう。)ごとに、利用者(指定介護予防通所リハビリテーション事業者(条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。以下この章において同じ。)が指定通所リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準条例第117条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス等基準条例第116条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下この条において同じ。)の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合にあっては、当該事業所における指定介護予防通所リハビリテーション及び指定通所リハビリテーションの利用者。以下この条及び次条において同じ。)の数が次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める基準</p> <p>(ア) 10人以下の場合 指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行う時間帯(以下この条において「提供時間」という。)を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士その他の従業者の数が1以上確保されていること。</p> <p>(イ) 10人を超える場合 提供時間を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士その他の従業者の数が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。</p> <p>イ アの(ア)又は(イ)に定める人員のうち専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、1(利用者の数が100を超える場合にあっては、1に、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を加えて得た数)以上確保されていること。</p> <p>2 診療所である指定介護予防通所リハビリテーション事業所(条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。次条において同じ。)に対する前項第2号の規定の適用については、同号のイ中「又は言語聴覚士が、1(利用者の数が100を超える場合にあっては、1に、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を加えて得た数)以上確保されている」とあるのは、「若しくは言語聴覚士又は看護師(介護予防通所リハビリテーション又はこれに類するサービスに1年以上従事した経験を有する者に限る。)が、常勤換算方法で、0.1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる」とする。</p>	
---	---	--

<p>(設備等)</p> <p>第99条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所には、次に掲げる設備等を設けなければならない。</p> <p>(1) 指定介護予防通所リハビリテーションを行うのにふさわしい専用の部屋等</p> <p>(2) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</p> <p>(3) その他指定介護予防通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具</p> <p>2 前項各号に掲げる設備等の基準は、規則で定める。</p> <p>3 第1項第1号に掲げる設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第99条の2 第98条第1項に規定する従業者は、利用者に指定介護予防通所リハビリテーションを提供している場合であってその者に病状の急変が生じたときその他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第99条の3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 第48条第1号から第3号まで、第5号、<u>第6号及び第8号</u>に掲げる事項</p> <p>(2) 指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員</p> <p>(3) 指定介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(4) 非常災害対策</p> <p>(5) その他運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第99条の4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供することができるよう、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者によって指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、当該従業者以外の者によって提供することができる。</p> <p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第98条第1項に規定する従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p><u>3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第98条第1項に規定する従業者(看護師、准看護師、介護福祉士及び介護支援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症の利用者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(設備)</p> <p>第38条 条例第99条第2項の規定により定める設備の基準は、指定介護予防通所リハビリテーションを行うのにふさわしい専用の部屋等について、3平方メートルに利用定員(当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において同時に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)を乗じた面積以上の面積(当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあっては、当該面積に食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えた面積)を有することとする。</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第38条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、条例第103条において準用する条例第45条の16第2項の利用料の額と、指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>2 条例第103条において準用する条例第45条の16第3項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。</p> <p>(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>(2) 食事の提供に要する費用</p> <p>(3) おむつ代</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</p> <p>3 前項第2号に掲げる費用の取扱い等については、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「省令」という。)第118条の2第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p>	
--	---	--

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより第98条第1項に規定する従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化するなどの必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守)

第99条の5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第99条の6 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるほか、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど従業者が非常災害に対応できるための必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(管理者等の責務等)

第100条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は専ら指定介護予防通所リハビリテーションに従事する看護師のうちから選任した者に、その管理の代行をさせることができる。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理者又は前項の規定により管理を代行する者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行うものとする。

(衛生管理等)

第101条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、規則で定める措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第102条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する

<p>指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第4号及び第5号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。</p> <p>(1) 介護予防通所リハビリテーション計画</p> <p>(2) その提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第45条の17規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第48条の8第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第48条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第103条 第45条の4から第45条の13まで、第45条の15から第45条の17まで、第48条の2の2、第48条の4、第48条の5及び第48条の7から第48条の11までの規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業、指定介護予防通所リハビリテーション事業者及び指定介護予防通所リハビリテーション事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「第98条第1項に規定する従業者」と、第45条の4第1項及び第48条の4第1項中「第48条」とあるのは「第99条の3」と、第45条の9中「心身の状況」とあるのは「心身の状況及び病歴」と、第45条の10第2項中「介護予防支援事業者」とあるのは「主治の医師及び介護予防支援事業者」と読み替えるものとする。</p>		
<p>第2節 介護予防のための効果的な支援の方法</p> <p>(基本的な取扱方針)</p> <p>第104条 指定介護予防通所リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。</p> <p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定介護予防通所リハビリテーションの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、単に利用者の運動器の機能の向上、その栄養状態の改善、その口腔機能の向上等の特定の心身の機能に着目した改善等を目的とするのではなく、その心身の機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。</p> <p>4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができる方法によるサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、利用者との意思疎通を十分に図ることその他の方法により、その者が主体的に事業に参加</p>		<p>(介護予防通所リハビリテーション)</p> <p>第61 指定介護予防通所リハビリテーションの介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 基本的な取扱方針</p> <p>予防条例第104条に定める指定介護予防通所リハビリテーションの基本取扱方針について、特に留意すべきところは、次のとおりである。</p> <p>① 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防とは、単に高齢者の運動機能や栄養改善といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの心身機能の改善や環境調整等を通じて、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。</p> <p>② 介護予防の十分な効果が高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めること。</p> <p>③ サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。</p>

<p>するよう適切な働きかけに努めなければならない。</p> <p>(具体的な取扱方針)</p> <p>第105条 指定介護予防通所リハビリテーションは、第97条に定める基本方針及び前条に定める基本的な取扱方針に基づき、次に掲げるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議又はリハビリテーション会議による情報交換等の適切な方法により、利用者の病状、その心身の状況、その置かれている環境等その者の日常生活全般の状況の的確な把握を行わなければならないこと。</p> <p>(2) 医師及び理学療法士その他の専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下この条において「医師等の従業者」という。）は、診療、運動機能検査、作業能力検査等を基に、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境も踏まえて、規則で定める事項を記載した介護予防通所リハビリテーション計画を作成しなければならないこと。</p> <p>(3) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならないこと。</p>	<p>(介護予防通所リハビリテーション計画)</p> <p>第39条 医師等の従業者（条例第105条第2号に規定する医師等の従業者をいう。次項において同じ。）は、介護予防通所リハビリテーション計画について同条第4号の規定による利用者の同意を得るに当たっては、あらかじめ、その内容について利用者又はその家族に対して説明しなければならない。</p> <p>2 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画を作成したときは、当該介護予防通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定は、介護予防通所リハビリテーション計画の変更について</p>	<p>④ 提供された介護予防サービスについては、介護予防通所リハビリテーション計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図らなければならないものであること。</p> <p>(2) 具体的な取扱方針</p> <p>① 予防条例第105条第1号及び第2号は、医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、介護予防通所リハビリテーション計画を作成しなければならないこととしたものである。介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の状況を把握・分析し、指定介護予防通所リハビリテーションの提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。</p> <p>なお、介護予防通所リハビリテーション計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えないものとする。<u>介護予防通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。</u></p> <p>② <u>指定介護予防通所リハビリテーション事業所の医師が、指定介護予防通所リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等の指示を行うこと。</u></p> <p>③ リハビリテーション会議の構成員は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準省令第2条規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者、看護師、准看護師、介護職員、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス担当者及び保健師等とすること。</p> <p>指定予防通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の状況等に関する情報を当該構成員と共有するよう努めること。</p> <p>なお、リハビリテーション会議は、利用者及びその家族の参加を基本とするものであるが、家庭内暴力等によりその参加が望ましくない場合や、家族が遠方に住んでいる等によりやむを得ず参加できない場合は、必ずしも参加を求めるものではないこと。</p> <p>また、リハビリテーション会議の開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由等により、構成員がリハビリテーション会議を欠席した場合は、速やかに当該会議の内容について欠席者との情報共有を図ること。</p> <p><u>リハビリテーション会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この③において「利用者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。なお、テレビ電話装置等の活用にあつては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</u></p> <p>④ 同条第3号は、介護予防通所リハビリテーション計画は、介護予防サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、介護予防通所リハビリテーション計画の作成後に介護予防サービ</p>
---	---	---

<p>(4) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならないこと。</p> <p>(5) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合においては、第72条第2号から第4号までに定める基準を満たすことをもって、第2号から前号までに定める基準を満たしているものとみなすことができること。</p> <p>(6) 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行わなければならないこと。</p> <p>(7) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならないこと。</p> <p>(8) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって行わなければならないこと。</p> <p>(9) 医師等の従業者は、利用者に対し介護予防通所リハビリテーション計画に基づくサービスを提供したときは、1月に1回以上、当該利用者の状態、その者に対するサービスの提供状況等について、その者に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならないこと。</p> <p>(10) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づきサービスを提供している間に1回以上、当該介護予防通所リハビリテーション計画の実施状況の把握を行うとともに、その結果を記録し、当該記録を前号の指定介護予防支援事業者に報告しなければならないこと。</p> <p>(11) 医師等の従業者は、前号の規定による把握の結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行わ</p>	<p>て準用する。</p>	<p>ス計画が作成された場合は、当該介護予防通所リハビリテーション計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。</p> <p>⑤ 同条第4号から第7号及び予防規則第39条第1項及び第2項は、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明について定めたものである。すなわち、介護予防通所リハビリテーション計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。また、介護予防通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該リハビリテーション計画書を遅滞なく利用者に交付しなければならないが、当該リハビリテーション計画書は、予防条例第102条第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならないものである。</p> <p>⑥ 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、指定介護予防通所リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合においては、予防条例第72条第2号から第4号までに定める基準を満たすことをもって、予防条例第105条第2号から第4号までに定める基準を満たしているものとみなすことができることとしたものであること。</p> <p>当該計画の作成に当たっては、各々の目標を踏まえた上で、共通目標を設定すること。また、その達成に向けて各々の事業の役割を明確にした上で、利用者に対して一連のサービスとして提供できるよう、個々のリハビリテーションの実施主体、目的及び具体的な提供内容等を1つの計画として分かりやすく記載するよう留意すること。</p> <p>⑦ 指定介護予防通所リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションにおいて整合性のとれた計画に従いリハビリテーションを実施した場合には、予防条例第105条第10号に規定する診療記録を一括して管理しても差し支えないものであること。</p> <p>⑧ 同条第8号は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等、研鑽を行うべきものであることとしたものである。</p> <p>⑨ 同条第9号から第11号は、事業者に対して介護予防サービスの提供状況等について指定介護予防支援事業者に対する報告の義務づけを行うとともに、介護予防通所リハビリテーション計画に定める計画期間終了後の当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を義務づけるものである。指定介護予防支援事業者に対する実施状況等の報告については、サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該計画策定時から利用者の状態等が大きく異なることとなっていないか等を確認するために行うものであり、毎月行うこととしている。また、併せて、事業者は介護予防通所リハビリテーション計画に定める計画期間が終了するまでに1回はモニタリングを行い、利用者の介護予防通所リハビリテーション計画に定める目標の達成状況の把握等を行うこととしており、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等について</p>
--	---------------	---

<p>なければならないこと。</p> <p>(12) 第1号から第5号までの規定は、前号の規定による介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用するものであること。</p> <p>(指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっての留意事項)</p> <p>第106条 指定介護予防通所リハビリテーションは、介護予防の効果を最大限にするという観点から、次に掲げる事項に留意して行わなければならない。</p> <p>(1) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、規則で定める手続により把握された課題、指定介護予防通所リハビリテーションの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めなければならないこと。</p> <p>(2) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、運動器の機能の向上に係るサービス、栄養の改善に係るサービス又は口腔^{くわう}の機能の向上に係るサービスを提供するに当たっては、一般に有効性が確認されている適切なものとしなければならないこと。</p> <p>(3) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないこととするとともに、次条に定める安全管理体制等の確保を図ることなどを通じて、利用者の安全面に最大限配慮しなければならないこと。</p> <p>(安全管理体制等の確保)</p> <p>第106条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行うことができるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかななければならない。</p> <p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者の転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。</p> <p>3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たっては、事前に利用者の脈拍及び血圧を測定するなどその者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。</p> <p>4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっての留意事項)</p> <p>第39条の2 条例第106条第1号の規則で定める手続は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)第30条第7号に規定する手続とする。</p> <p>(準用)</p> <p>第40条 第14条第2項、第14条の2から第14条の5まで、<u>第15条の2から第15条の4まで</u>及び第21条第1項の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業及び指定介護予防通所リハビリテーション事業者について準用する。この場合において、第14条第2項中「第45条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「第117条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者」と、「(条例第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下この章において同じ。)の指定」とあるのは「の指定」と、「第44条に規定する指定訪問入浴介護の」とあるのは「第116条に規定する指定通所リハビリテーションの」と、「(条例第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護の事業をいう。以下この節において同じ。)の事業」とあるのは「の事業」と、「指定居宅サービス等基準条例第45条第3項」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第117条第3項」と、「第14条第1項」とあるのは「第41条」と、「第45条第3項及び前項」とあるのは「第98条第3項及びこの規則第37条」と、第14条の2中「指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第117条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者」と、「指定訪問入浴介護の」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第116条に規定する指定通所リハビリテーションの」と、「第52条において準用する指定居宅サービス等基準条例第7条」とあるのは「第118条及び指定居宅サービス等基準規則第42条」と、「第45条の3」とあるのは「第99条及びこの規則<u>第38条</u>と、<u>第15条の3中「第48条の3第3項」とあるのは「第101条第2項」と、同条及び第15条の4中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「条例第98条第1項に規定する従業者」と、同条中「第48条の10の2」とあるのは「第103条において準用する条例第48条の10の2」と、第21条第1項中「第63条第2号」とあるのは「第105条第2号」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>は、担当する指定介護予防支援事業者等とも相談の上、必要に応じて当該介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行うこととしたものである。</p> <p>⑩ 介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定介護予防通所リハビリテーション事業者については、<u>第58(2)⑤</u>を準用する。この場合において、「介護予防訪問リハビリテーション計画」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション計画」と読み替える。</p> <p>⑪ <u>指定介護予防通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫などの情報を伝達していること。</u></p>
--	---	---

第9章 介護予防短期入所生活介護

第1節 指定介護予防短期入所生活介護

(基本方針)

第107条 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護(以下この章において「指定介護予防短期入所生活介護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、その者の心身の機能の維持回復を図り、もってその者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者)

第108条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者(以下この章において「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。)は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所(以下この章において「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。)ごとに、次に掲げる指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者を置かなければならない。

- (1) 医師
- (2) 生活相談員
- (3) 介護職員
- (4) 看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。)
- (5) 栄養士
- (6) 機能訓練指導員
- (7) 調理員その他の従業者

2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。

第9章 介護予防短期入所生活介護

第1節 指定介護予防短期入所生活介護

(従業者)

第41条 条例第108条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 医師 1以上
- (2) 生活相談員 常勤換算方法で、1(利用者の数が100を超える場合にあっては、1に、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を加えて得た数)以上
- (3) 介護職員又は看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。) 常勤換算方法で、1(利用者の数が3を超える場合にあっては、1に、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1を加えて得た数)以上
- (4) 栄養士 1以上
- (5) 機能訓練指導員 1以上
- (6) 調理員その他の従業者 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所(条例第108条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。)の実情に応じた適当数

2 利用定員(指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護(条例第107条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の提供を受けることができる利用者(指定介護予防短期入所生活介護事業者(条例第108条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)が指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第127条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併

3 生活相談員のうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、規則で定める施設に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所で、当該施設と一体的に運営されるもの（利用定員が20人未満であるものに限る。）にあっては、この限りでない。

4 介護職員又は看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、規則で定める施設に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所で、当該施設と一体的に運営されるもの（利用定員が20人未満であるものに限る。）にあっては、この限りでない。

5 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができる。

(利用定員等)
第109条 指定介護予防短期入所生活介護事業所は、規則で定めるところにより、規則で定める指定介護予防短期入所生活介護事業所を除き、その利用定員を20人以上とし、指定介護予防短期入所生活介護の事業のための専用の居室を設けるものとする。

せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第126条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護の利用者。以下この条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所には、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。

3 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき第1項の従業者の員数の基準は、同項の規定にかかわらず、特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第27号）第3条に定める特別養護老人ホームの職員の員数の基準とする。この場合において、当該指定介護予防短期入所生活介護の利用者は、当該特別養護老人ホームの入所者とみなすものとする。

4 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に法第53条第1項本文の規定による指定を受ける場合は、推定数による。

5 次項に定める施設に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であって当該施設と一体的に運営が行われるもの（以下この節において「併設事業所」という。）の従業者の員数の基準は、第1項の規定にかかわらず、併設事業所の従業者の員数と当該施設の従業者の員数の合計数について当該施設の入所者等も当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者として同項に定めるところにより算定した数とする。

6 条例第108条第3項ただし書及び同条第4項ただし書の規則で定める施設は、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。）、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び指定介護予防サービスに該当する特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所（以下この章において「特別養護老人ホーム等」という。）とする。

7 指定短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。

(利用定員等)
第42条 条例第109条の規則で定める指定介護予防短期入所生活介護事業所は、次に掲げるとおりとする。
(1) 前条第3項に規定する特別養護老人ホーム
(2) 併設事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所（条例第128条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下

<p>(設備等)</p> <p>第110条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項及び第159条において同じ。)でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物(同法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項及び第159条において同じ。)とすることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認められたものであるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <p>3 指定介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備等を設けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 居室 (2) 食堂 (3) 機能訓練室 (4) 浴室 (5) 便所 (6) 洗面設備 (7) 医務室 (8) 静養室 (9) 面談室 (10) 介護職員室 (11) 看護職員室 (12) 調理室 (13) 洗濯室又は洗濯場 	<p>同じ。)を除く。)であって、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所が併設され一体的に運営されているもののうち、これらの利用定員の総数が20人以上であるもの</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合については、当該指定短期入所生活介護の利用者を当該指定介護予防短期入所生活介護の利用者とみなして、条例第109条の規定を適用する。</p> <p>(設備)</p> <p>第43条 条例第110条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての建物であることとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所(以下この条において「居室等」という。)を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。 (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。 <ol style="list-style-type: none"> ア 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長(消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長)又は消防署長と相談の上、条例第117条において準用する条例第99条の6第1項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。 イ 条例第117条において準用する条例第99条の6第1項に規定する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。 ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。 <p>2 条例第110条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員することなどにより火災の際の円滑な避難が可能なものであること。 	
--	---	--

<p>(14) 汚物処理室 (15) 介護材料室 (16) その他指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要な設備及び備品等</p> <p>4 前項各号に掲げる設備等の基準は、規則で定める。</p> <p>5 第3項各号に掲げる設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。</p>	<p>3 条例第110条第4項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 居室 次に定める基準</p> <p>ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。</p> <p>イ 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。</p> <p>ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。</p> <p>(2) 食堂及び機能訓練室 次に定める基準</p> <p>ア それぞれ必要な広さを有するものであること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。</p> <p>イ 合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上の面積であること。</p> <p>(3) 浴室 要支援者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>(4) 便所及び洗面設備 要支援者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>4 前項に定めるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 廊下（中廊下を除く。）の幅は1.8メートル以上とし、中廊下の幅は2.7メートル以上とすること。</p> <p>(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>(3) 階段の傾斜を緩やかにすること。</p> <p>(4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p> <p>(5) 居室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。</p> <p>5 他の社会福祉施設等の設備を利用することにより指定介護予防短期入所生活介護事業所及び当該社会福祉施設等の効率的な運営が可能であり、かつ、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者及び当該社会福祉施設等の入所者等の処遇に支障がない場合については、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所には、条例第110条第3項第2号から第4号まで、第7号、第9号及び第12号から第15号までに掲げる設備を設けないことができる。</p> <p>6 併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この項において「併設本体施設」という。）の条例第110条第3項各号（第1号を除く。）に掲げる設備を利用することができる場合であって、当該併設事業所及び当該併設本体施設の効率的な運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設事業所である指定介護予防短期入所生活介護事業所には、当該設備を設けないことができる。</p> <p>7 第41条第3項に規定する特別養護老人ホームである指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備等については、条例第110条第3項並びにこの条第3項及び第4項の規定にかかわらず、特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第57号）第11条及</p>	
--	--	--

<p>(対象者等)</p> <p>第111条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その心身の状況により一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者並びにその家族の疾病、冠婚葬祭若しくは出張等の理由により又はその家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために一時的に居宅以外の場所において日常生活を営む必要がある者に対して、指定介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定介護予防短期入所生活介護を提供している間、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用することができるよう必要な援助に努めなければならない。</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第111条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供したときは、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供したときは、規則で定めるところにより、利用者から利用料の支払を受けるものとする。</p> <p>3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用料のほか、規則で定める費用の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。この場合において、規則で定める費用に係る同意については、文書により得なければならない。</p>	<p>び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則第2条に定める特別養護老人ホームの設備の基準を満たすことで足りるものとする。</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第44条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、条例第111条の2第2項の利用料の額と、指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>2 条例第111条の2第3項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。</p> <p>(1) 食事の提供に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>(2) 滞在に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>(3) 省令第135条第3項第3号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>(4) 省令第135条第3項第4号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>(5) 送迎に要する費用（省令第135条第3項第5号に規定する厚生労働大臣が定める場合を除く。）</p> <p>(6) 理美容代</p>	
--	--	--

<p>(身体拘束等の禁止)</p> <p>第112条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者への指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束その他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第113条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 第48条第1号、第2号、第7号及び第8号に掲げる事項</p> <p>(2) 利用定員（規則で定める指定介護予防短期入所生活介護事業者を除く。）</p> <p>(3) 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(4) 通常の送迎の実施地域（指定介護予防短期入所生活介護事業所が通常時に送迎サービスを提供する地域をいう。）</p> <p>(5) サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>(6) 非常災害対策</p> <p>(7) その他運営に関する重要事項</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第114条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、規則で定める人数以上の利用者に対し指定介護予防短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害があった場合、虐待を受けた者に利用させようとする場合その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 利用者の状況やその家族等の事情により、担当職員が緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認められた利用者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を行う場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、同項の規則で定める人数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第114条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>3 前項第1号から第4号までに掲げる費用の取扱い等については、省令第135条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>(条例第113条第2号の規則で定める指定介護予防短期入所生活介護事業者)</p> <p>第45条 条例第113条第2号の規則で定める指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第41条第3項に規定する特別養護老人ホームとする。</p> <p>(条例第114条第1項の規則で定める人数)</p> <p>第46条 条例第114条第1項の規則で定める人数は、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所生活介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める人数とする。</p> <p>(1) 第41条第3項に規定する特別養護老人ホームである指定介護予防短期入所生活介護事業所 当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>(2) 前号の指定介護予防短期入所生活介護事業所以外の指定介護予防短期入所生活介護事業所 利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数</p>	
---	--	--

<p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、<u>規則で定める措置を講じなければならない</u>。</p> <p>(地域等との連携)</p> <p>第115条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民と協力し、その自発的活動と連携することなどにより、地域との交流に努めなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第116条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から2年間(第3号、第5号及び第6号に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1) 介護予防短期入所生活介護計画</p> <p>(2) その提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第112条第2項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第45条の17の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第48条の8第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第48条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第117条 第45条の2、第45条の4から第45条の9まで、第45条の11、第45条の12、第45条の15、第45条の17から第47条まで、<u>第48条の2の2、第48条の4から第48条の8まで、第48条の9第1項、第48条の10</u>から第48条の11まで、第99条の4及び第99条の6の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業、指定介護予防短期入所生活介護事業者及び指定介護予防短期入所生活介護事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあり、及び「第98条第1項に規定する従業者」とあるのは「第108条第1項に規定する従業者」と、第45条の4第1項及び第48条の4<u>第1項</u>中「第48条」とあるのは「第113条」と読み替えるものとする。</p>		
<p>第2節 介護予防のための効果的な支援の方法</p> <p>(基本的な取扱方針)</p> <p>第118条 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。</p>		<p>(介護予防短期入所生活介護)</p> <p><u>第62</u> 指定介護予防短期入所生活介護の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 基本的な取扱方針</p> <p>予防条例第118条に定める指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針について、特に留意すべきところは、次のとおりである。</p> <p>① 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、一人一人の高齢者</p>

- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができる方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者との意思疎通を十分に図ることその他の方法により、その者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(具体的な取扱方針)

第119条 指定介護予防短期入所生活介護は、第107条に定める基本方針及び前条に定める基本的な取扱方針に基づき、次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議による情報交換等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等その者の日常生活全般の状況の的確な把握を行わなければならないこと。
- (2) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間にわたり継続して入所することが予定される利用者については、その者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、規則で定める事項を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成しなければならないこと。
- (3) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならないこと。

(介護予防短期入所生活介護計画)

第47条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画について条例第119条第4号の規定による利用者の同意を得るに当たっては、あらかじめ、その内容について利用者又はその家族に対して説明しなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画を作成したときは、当該介護予防短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。

- (4) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならないこと。
- (5) 介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該介護予防短期入所生活介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行わなければならないこと。
- (6) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならないこと。

ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。

- ② 介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めること。
- ③ サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。

(2) 具体的な取扱方針

- ① 予防条例第119条第2号に定める「相当期間にわたり」とは、概ね4日以上連続して利用する場合を指すこととするが、4日未満の利用者であっても、担当する指定介護予防支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の介護予防短期入所生活介護計画を作成した利用者準じて、必要な介護及び機能訓練等の支援を行うものとする。

なお、介護予防短期入所生活介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましいものである。

- ② 同条第3号は、介護予防短期入所生活介護計画が作成される場合には、介護予防サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。

なお、介護予防短期入所生活介護計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防短期入所生活介護計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。

- ③ 同条第4号から第6号及び第47条第1項及び第2項は、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明について定めたものである。すなわち、介護予防短期入所生活介護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。また、介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならないが、当該介護短期入所介護計画は、予防条例第116条第2項の規定に基づき、2年間

<p>(介護)</p> <p>第120条 利用者に対する介護は、その者の心身の状況に応じ、その自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。</p> <p>3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、その排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p>4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。</p> <p>5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前3項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の支援を適切に行わなければならない。</p> <p>6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を配置しておかななければならない。</p> <p>7 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対して、その者の負担により、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。</p> <p>(食事)</p> <p>第121条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。</p> <p>2 利用者の食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものであるよう努めなければならない。</p> <p>3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者ができる限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。</p>	<p>(準用)</p> <p>第48条 第14条第2項、第14条の2から第14条の5まで、<u>第15条の2から第15条の4まで</u>及び第21条第1項の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業者について準用する。この場合において、第14条第2項中「第45条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「第127条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者」と、「(条例第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下この章において同じ。)の指定」とあるのは「の指定」と、「第44条に規定する指定訪問入浴介護」とあるのは「第126条に規定する指定短期入所生活介護」と、「(条例第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護の事業をいう。以下この節において同じ。)の事業」とあるのは「の事業」と、「指定居宅サービス等基準条例第45条第3項及び」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第127条第3項及び第4項並びに」と、「第14条第1項」とあるのは「第45条」と、「第45条第3項及び前項」とあるのは「第108条第3項及び第4項並びにこの規則第41条」と、第14条の2中「指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第127条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者」と、「指定訪問入浴介護の」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第126条に規定する指定短期入所生活介護の」と、「第52条において準用する指定居宅サービス等基準条例第7条」とあるのは「第129条及び指定居宅サービス等基準規則第47条」と、「第45条の3」とあるのは「第110条及びこの規則<u>第43条</u>と、<u>第15条の3中「第48条の3第3項」とあるのは「第114条の2第2項」と、同条及び第15条の4中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「第108条第1項に規定する従業者」と、同条中「第48条の10の2」とあるのは「第117条において準用する条例第48条の10の2」と、第21条第1項中「第63条第2号」とあるのは「第119条第2号」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>保存しなければならないものとする。</p> <p>④ 介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定介護予防短期入所生活介護事業者については、<u>第57(2)⑥</u>を準用する。この場合において、「<u>介護予防訪問看護計画</u>」とあるのは「介護予防短期入所生活介護計画」と読み替える。</p> <p>(3) 介護</p> <p>① 予防条例第120条で定める介護サービスの提供に当たっては、在宅生活へ復帰することを念頭において行うことが基本であり、そのためには、利用者の家庭環境等を十分踏まえて、自立している機能の低下が起きないようにするとともに残存機能の維持、向上が図られるよう、適切な技術をもって介護サービスを提供し、又は必要な支援を行うものとする。</p> <p>② 同条第2項で定める入浴の実施に当たっては、利用者の心身の状況や自立支援を踏まえ、適切な方法により実施するものとする。</p> <p>③ 同条第3項で定める排せつの介護に当たっては、利用者の心身の状況や排せつ状況などを基に自立支援を踏まえて、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとする。</p> <p>④ 同条第4項で定める「おむつを使用せざるを得ない」場合には、利用者の心身及び活動状況に適したおむつを提供するとともに、おむつ交換に当たっては、頻繁に行えばよいということではなく、利用者の排せつ状況を踏まえて実施するものとする。</p> <p>⑤ 同条第5項は、短期間の入所ではあるが、生活にメリハリをつけ、生活面での積極性を向上させる観点から、1日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容など利用者の心身の状況に応じた日常生活上の世話を適切に行うべきことを定めたものである。</p> <p>⑥ 同条第6項で定める「常時1人以上の介護職員を配置しておかななければならない」とは、夜間を含めて適切な介護を提供できるように介護職員の勤務体制を定めておくものである。</p> <p>なお、介護サービスの提供に当たっては、提供内容に応じて、職員体制を適切に行うものとする。</p> <p>(4) 食事</p> <p>① 食事の提供</p> <p>利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行うように努めるとともに、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体の状態や、食形態、嗜好等にも配慮した適切な栄養量及び内容とすること。また、利用者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならないこと。</p> <p>② 調理</p> <p>調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。</p> <p>③ 食事の提供時間</p> <p>食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降とすること。</p> <p>④ 食事の提供に関する業務の委託</p>
--	--	---

<p>(機能訓練)</p> <p>第122条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。</p> <p>(健康管理)</p> <p>第123条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を採らなければならない。</p> <p>(相談等)</p> <p>第124条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の支援を行わなければならない。</p> <p>(その他のサービスの提供)</p> <p>第125条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。</p> <p>第3節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護 (この節の趣旨)</p> <p>第126条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。第133条において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この節において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下この節において同じ。）の事業の従業者、設備及</p>	<p>第2節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護</p>	<p>食事の提供に関する業務は指定介護予防短期入所生活介護事業者自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について事業者自らが行う等、当該事業者の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該事業者の最終的責任の下で第三者に委託することができること。</p> <p>⑤ 居室関係部門と食事関係部門との連携 食事提供については、利用者の嚥下やそしゃくの状況、食欲など心身の状態等を当該利用者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられていることが必要であること。</p> <p>⑥ 栄養食事相談 利用者に対しては適切な栄養食事相談を行う必要があること。</p> <p>⑦ 食事内容の検討 食事内容については、当該事業者の医師又は栄養士を含む会議において検討が加えられなければならないこと。</p> <p>(5) 機能訓練 予防条例第122条に定める機能訓練の提供に当たっては、利用者の家庭環境等を十分に踏まえて、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて提供しなければならない。 なお、日常生活及びレクリエーション、行事の実施等に当たっても、その効果を配慮するものとする。</p> <p>(6) 健康管理 予防条例第123条は、健康管理が、医師及び看護職員の業務であることを明確にしたものである。</p> <p>(7) 相談及び援助 予防条例第124条に定める相談及び援助については、常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとることにより、積極的に利用者の在宅生活の向上を図ることを趣旨とするものである。</p>
--	--------------------------------	--

び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、前2節に定めるもののほか、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第127条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居室における生活と利用中の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、その者の心身の機能の維持回復を図り、もってその者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(設備等)

第128条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者(以下この節において「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所をいう。第130条及び第132条において同じ。)には、次に掲げる設備等を設けなければならない。

- (1) ユニット
- (2) 浴室
- (3) 医務室
- (4) 調理室
- (5) 洗濯室又は洗濯場
- (6) 汚物処理室
- (7) 介護材料室
- (8) その他指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要な設備及び備品等

- 2 前項各号に掲げる設備等の基準及びその特例は、規則で定める。
- 3 第1項各号に掲げる設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

(設備等)

第49条 条例第128条第2項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) ユニット(条例第126条に規定するユニットをいう。以下この条及び第51条において同じ。) 次に定める基準

ア 一のユニットの利用定員(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護(条例第126条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の提供を受けることができる利用者(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者(条例第128条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)がユニット型指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第147条第6項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準条例第144条に規定するユニット型指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合にあっては、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護及びユニット型指定短期入所生活介護の利用者)の数の上限をいう。以下この号において同じ。)は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないこと。

イ 次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(ア)から(エ)ま

でに定める基準

(ア) 居室 次に定める基準

- a 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- b いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室(条例第126条に規定する共同生活室をいう。以下この条において同じ。)に近接して一体的に設けること。
- c 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
- d 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

(イ) 共同生活室 次に定める基準

- a いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上の面積を標準とすること。
- c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備 次に定める基準

- a 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b 要支援者が使用するのに適したものとすること。

(エ) 便所 次に定める基準

- a 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b 要支援者が使用するのに適したものとすること。

(2) 浴室 要支援者が入浴するのに適したものとすること。

(削除)

2 前項に定めるもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次に定めるところによる。

- (1) 廊下(中廊下を除く。)の幅は1.8メートル以上とし、中廊下の幅は2.7メートル以上とすること。ただし、その一部を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、廊下(中廊下を除く。)の幅は1.5メートル以上、中廊下の幅は1.8メートル以上とすることができる。
- (2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- (3) 階段の傾斜を緩やかにすること。
- (4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- (5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

3 他の社会福祉施設等の設備を利用することによりユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所及び当該社会福祉施設等の効率的な運営が可能であり、かつ、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者及び当該社会福祉施設等の入所者等へのサービスの提供に支障がない場合については、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所には、条例第128条第1項各号(第1号を除く。)に掲げ

<p>(運営規程)</p> <p>第129条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 第113条第1号及び第3号から第6号までに掲げる事項</p> <p>(2) 利用定員（規則で定めるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者を除く。）</p> <p>(3) ユニットの数及びユニットごとの利用定員（規則で定めるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者を除く。）</p> <p>(4) その他運営に関する重要事項</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第130条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供することができるよう、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、規則で定めるところにより、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p><u>4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第108条第1項に規定する従業者（看護師、准看護師、介護福祉士及び介護支援専</u></p>	<p>る設備等を設けないことができる。</p> <p><u>4</u> 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下この項において「併設ユニット型事業所」という。）にあつては、当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この項において「ユニット型事業所併設本体施設」という。）の条例第128条第1項各号（第1号を除く。）に掲げる設備を利用することができる場合であつて、当該併設ユニット型事業所及び当該ユニット型事業所併設本体施設の効率的な運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、当該併設ユニット型事業所であるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所には、当該設備を設けないことができる。</p> <p><u>5</u> 第41条第3項に規定する特別養護老人ホームであるユニット型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第2条第2号に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下この条及び次条において同じ。）の設備等については、条例第128条第1項並びにこの条第1項及び第3項の規定にかかわらず、特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第11条第1項及び第2項並びに第36条並びに特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則第2条第1項及び第2項並びに第7条に定めるユニット型特別養護老人ホームの設備の基準を満たすことで足りるものとする。</p> <p>(条例第129条第2号及び第3号の規則で定めるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者)</p> <p>第50条 条例第129条第2号及び第3号の規則で定めるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前条第6項に規定するユニット型特別養護老人ホームがユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所である場合のユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者とする。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第51条 条例第130条第1項の規定による従業者の勤務の体制は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p> <p>(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p> <p>(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p>	
---	--	--

門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症の利用者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより第108条第1項に規定する従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化するなどの必要な措置を講じなければならない。

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっての留意事項)

第131条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、その者の日常生活上の活動について必要な援助を行わなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行わなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行わなければならない。

(介護)

第132条 利用者に対する介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が、その心身の状況等に応じて、その日常生活における家事をそれぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、その排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、その排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第2項から前項までに定めるもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

7 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を配置しておかななければならない。

8 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、その者の負担により、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活

介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第133条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 利用者の食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとするよう努めなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、その生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、その者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第134条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(適用関係)

第135条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業に対する第117条及び第119条の規定の適用については、第117条中「第113条」とあるのは「第129条」と、第119条中「107条」とあるのは「第127条」とする。

- 2 第107条、第110条第3項から第5項まで、第113条、第117条(第99条の4の規定を準用する部分に限る。)、第120条、第121条及び第125条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業には適用しない。

第4節 共生型介護予防短期入所生活介護

(定義)

第135条の2 この条例において「共生型介護予防短期入所生活介護」とは、介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービスをいう。

(適用関係)

第52条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業に対する第46条及び第48条の規定の適用については、第46条第1号中「第41条第3項に規定する特別養護老人ホーム」とあるのは「第49条第6項に規定するユニット型特別養護老人ホーム」と、「当該特別養護老人ホーム」とあるのは「当該ユニット型特別養護老人ホーム」と、「入所定員」とあるのは「第49条第1項第1号に規定するユニット(次号において「ユニット」という。)ごとの入居定員」と、同条第2号中「利用定員」とあるのは「ユニットごとの利用定員」と、第48条中「第129条及び」とあるのは「第129条第1項及び第2項並びに第146条並びに」と、「第47条」とあるのは「第47条第1項及び第2項並びに第53条」と、「第110条及びこの規則第43条」とあるのは「第110条第1項及び第2項並びに第128条並びにこの規則第43条第1項及び第2項並びに第49条」とする。

- 2 第43条第3項から第7項まで及び第45条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業には適用しない。

第3節 共生型介護予防短期入所生活介護

- 2 この条例において「共生型介護予防短期入所生活介護事業者」とは、共生型介護予防短期入所生活介護の事業を行う者をいう。
- 3 この条例において「共生型介護予防短期入所生活介護事業所」とは、共生型介護予防短期入所生活介護の事業を行う事業所をいう。

(共生型介護予防短期入所生活介護の基準)

第 135 条の 3 指定短期入所事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年長野県条例第 60 号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第 60 条に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準条例第 59 条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（第 1 号及び第 2 号において「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が行う共生型介護予防短期入所生活介護の事業の従業者、設備及び運営の基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。
- (2) 指定短期入所事業所の居室が、規則で定める面積以上であること。
- (3) 利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第 135 条の 4 前条に定めるもののほか、共生型介護予防短期入所生活介護の事業の従業者、設備及び運営の基準は、第 107 条、第 110 条第 5 項及び第 111 条から第 125 条までに定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定（第 107 条を除く。）中「指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護」と、「指定介護予防短期入所生活介護事業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護事業者」と、「指定介護予防短期入所生活介護事業所」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護事業所」と、第 107 条中「指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護（以下この章において「指定介護予防短期入所生活介護」という。）」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護」と、第 110 条第 5 項中「第 3 項各号に掲げる」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護事業所の」と、第 116 条第 2 項第 4 号中「次条において準用する第 45 条の 17」とあるのは「第 45 条の 17」と、同項第 5 号中「次条において準用する第 48 条の 8 第 2 項」とあるのは「第 48 条の 8 第 2 項」と、同項第 6 号中「次条において準用する第 48 条の 10 第 2 項」とあるのは「第 48 条の 10 第 2 項」と、第 117 条中「規定中」とあるのは「規定（第 45 条の 4 を除く。）中」と、「第 108 条第 1 項に規定する従業者」とあるのは「共

(共生型介護予防短期入所生活介護の基準)

第 52 条の 2 条例第 135 条の 3 第 1 号の規則で定める数は、指定短期入所事業所（同条に規定する指定短期入所事業所をいう。以下この項において同じ。）が提供する指定短期入所（同条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数とする。

2 条例第 135 条の 3 第 2 号の規則で定める面積は、9.9 平方メートルに指定短期入所の利用者の数と共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数を乗じて得た面積とする。

第 52 条の 3 前条に定めるもののほか、共生型介護予防短期入所生活介護の運営の基準は、第 44 条から第 47 条まで及び第 48 条（第 14 条第 2 項及び第 14 条の 2 の規定を準用する部分を除く。）に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護」と、「指定介護予防短期入所生活介護事業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護事業者」と、「指定介護予防短期入所生活介護事業所」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護事業所」とする。

生型介護予防短期入所生活介護」と、「読み替える」とあるのは「、第45条の4中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。)」と読み替える」とする。

第5節 基準該当介護予防短期入所生活介護

(定義)

第136条 この条例において「基準該当介護予防短期入所生活介護」とは、介護予防短期入所生活介護(これに相当するサービスを含む。)に係る基準該当介護予防サービスをいう。

2 この条例において「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」とは、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を行う者をいう。

3 この条例において「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」とは、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を行う事業所をいう。

(指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との併設)

第137条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)第13条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。)その他規則で定める事業所等(次条において「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。

(指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との連携)

第138条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に際し、常に指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との連携及び支援の体制を整えなければならない。

(その他の基準)

第139条 前2条に定めるもののほか、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業の従業者、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法の基準は、第1節(第108条第3項及び第4項、第110条第1項及び第2項、第111条の2第1項並びに第117条(第45条の11並びに第48条の8第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)及び第2節に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定(第107条及び第111条の2第2項を除く。)中「指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、「指定介護予防短期入所生活介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」と、「指定介護予防短期入所生活介護事業所」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」と、第107条中「指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護(以下この章において「指定介護予防短期入所生活介護」という。))とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第108条第1項中「次に」とあるのは「次の各号(第1号を除く。))に」と、同項第5号中「栄養

第4節 基準該当介護予防短期入所生活介護

(条例第137条の規則で定める事業所等)

第53条 条例第137条の規則で定める事業所等は、指定介護予防小規模多機能型事業所(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)第74条において「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型事業所をいう。)及び社会福祉施設とする。

(従業者)

第54条 条例第139条の規定により読み替えて適用される条例第108条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 生活相談員 1以上

(2) 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、1(利用者(基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準条例第154条第1項に規定する基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。))の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合にあっては、当該事業所における基準該当介護予防短期入所生活介護及び基準該当短期入所生活介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が3を超える場合にあっては、1に、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1を加えて得た数)以上

(3) 栄養士 1以上

(4) 機能訓練指導員 1以上

士」とあるのは「栄養士(他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときを除く。)」と、第109条中「規則で定める指定介護予防短期入所生活介護事業所を除き、その」とあるのは「その」と、「以上」とあるのは「未満」と、第110条第3項中「次に」とあるのは「次の各号(第7号及び第11号から第15号までを除く。)」に」と、同項第6号中「洗面設備」とあるのは「洗面所」と、同項第9号中「面談室」とあるのは「面接室」と、第111条の2第2項中「指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第114条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第117条中「第45条の4第1項」とあるのは「第45条の2中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第45条の4第1項」と、「読み替える」とあるのは「第45条の15第1項中「、内容及び法定代理受領サービスに係る介護予防サービス費の額」とあるのは「及び内容」と、第99条の6第1項中「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるほか、非常災害」とあるのは「非常災害」と読み替える」と、第123条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」とする。

- (5) 調理員その他の従業者 当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数
- 2 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所には、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。
- 3 第1項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。

(基準該当短期入所生活介護の事業と一体的に運営する場合の利用定員等の基準)

第55条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合については、当該基準該当短期入所生活介護の利用者を当該基準該当介護予防短期入所生活介護とみなして、条例第109条の規定を適用する。

(設備等)

第56条 条例第139条の規定により読み替えて適用される条例第110条第4項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 居室 次に定める基準

ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。

イ 利用者1人当たりの床面積は、7.43平方メートル以上とすること。

ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

(2) 食堂及び機能訓練室 次に定める基準

ア それぞれ必要な広さを有するものであること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

イ 合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上の面積であること。

(3) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 便所及び洗面所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

2 前項に定めるもののほか、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、廊下の幅が利用者が車椅子で円滑に移動すること

<p>第10章 介護予防短期入所療養介護 第1節 指定介護予防短期入所療養介護 (基本方針)</p>	<p>が可能なものであることとする。</p> <p>3 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所に併設される事業所等の設備を利用することにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所及び当該併設される事業所等の効率的な運営が可能であり、かつ、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の利用者及び当該併設される事業所等の利用者の処遇に支障がない場合については、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所には、条例第110条第3項第2号から第6号まで及び第8号から第10号までに掲げる設備を設けないことができる。</p> <p>(その他の基準)</p> <p>第57条 第17条及び第17条の2の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第17条中「基準該当訪問入浴介護事業者」とあるのは「基準該当短期入所生活介護事業者」と、「第53条第2項」とあるのは「第154条第2項」と、「基準該当訪問入浴介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、「第53条第1項に規定する基準該当訪問入浴介護」とあるのは「第154条第1項に規定する基準該当短期入所生活介護」と、「指定居宅サービス等基準規則第14条第1項」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第127条第4項及び指定居宅サービス等基準規則第58条」と、「第14条第1項」とあるのは「、条例第108条第4項及びこの規則第54条」と、第17条の2中「基準該当訪問入浴介護事業者が基準該当訪問入浴介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護」と、「第52条において準用する指定居宅サービス等基準条例第7条」とあるのは「第158条の規定により読み替えて適用される指定居宅サービス等基準条例第129条第3項及び指定居宅サービス等基準規則第59条」と、「第45条の3」とあるのは「第139条の規定により読み替えて適用される条例第110条第3項及びこの規則第56条」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第53条から前条まで及び前項に定めるもののほか、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業の従業者、設備及び運営の基準は、第1節(第41条から第43条まで及び第48条(第14条第2項及び第14条の2を準用する部分に限る。))を除く。)に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「指定介護予防短期入所生活介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」と、「指定介護予防短期入所生活介護事業所」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」と、これらの規定(第44条第1項を除く。)中「指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同項中「条例」とあるのは「条例第139条の規定により読み替えて適用される条例」と、「指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護に係る特例介護予防サービス費用基準額」と、第48条中「読み替える」とあるのは「、第15条の2中「法定代理受領サービスに該当しない」とあるのは、「第44条第1項の」と読み替える」とする。</p> <p>第10章 介護予防短期入所療養介護 第1節 指定介護予防短期入所療養介護</p>	
--	---	--

第140条 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護（以下この章において「指定介護予防短期入所療養介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、その者の療養生活の質の向上及び心身の機能の維持回復を図り、もってその者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

（従業者）

第141条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下この節において「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下この節において「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者を置かなければならない。

(1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 次に掲げる従業者

ア 医師

イ 薬剤師

ウ 看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下この条において同じ。）

エ 介護職員

オ 支援相談員

カ 理学療法士又は作業療法士

キ 栄養士

(2) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 前号のアからエまで、カ及びキに掲げる従業者

(3) 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設を除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 前号に定める従業者

(4) 診療所（前2号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所を除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 看護職員又は介護職員

(5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 第2号に定める従業者

2 前項各号に定める従業者の員数の基準は、規則で定める。

（従業者）

第58条 条例第141条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所（条例第141条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。）における同項第1号のアからキまでに掲げる従業者 利用者（指定介護予防短期入所療養介護事業者（同項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下この節

<p>(設備)</p> <p>第142条 指定介護予防短期入所療養介護事業所には、前条第1項各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに、規則で定める設備を設けなければならない。</p> <p>2 前項に規定する設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。</p>	<p>において同じ。)が指定短期入所療養介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第160条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下この条において同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護(条例第140条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下この節において同じ。)の事業と指定短期入所療養介護(指定居宅サービス等基準条例第159条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下この条において同じ。)の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合にあっては、当該事業所における指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第60条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第25号。次条及び第64条において「介護老人保健施設基準規則」という。)第2条に定める介護老人保健施設の従業者の員数の基準を満たすために必要な数以上</p> <p>(2) 条例第141条第1項第2号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所における同号に定める従業者 利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上</p> <p>(3) 療養病床(条例第141条第1項第3号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所(指定介護療養型医療施設を除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所における同号に定める従業者 医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上</p> <p>(4) 条例第141条第1項第4号に規定する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所(前2号に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業所を除く。)における同項第4号に定める従業者 当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、1(利用者及び入院患者の数が3を超える場合にあっては、1に、利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1を加えて得た数)以上</p> <p>(5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所における条例第141条第1項第5号に定める従業者 利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号)第4条に定める介護医療院の従業者の員数の基準を満たすために必要な数以上</p> <p>2 前項第4号の指定介護予防短期入所療養介護事業所には、夜間における緊急連絡体制を整備し、看護職員又は介護職員を1人以上配置しなければならない。</p> <p>(設備)</p> <p>第59条 条例第142条第1項の規則で定める設備は、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める設備とする。</p> <p>(1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する</p>	
---	--	--

<p>(対象者)</p> <p>第143条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、又はその家族の疾病、冠婚葬祭若しくは出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者に対して、指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第144条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第3号、第5号及び第6号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1) 介護予防短期入所療養介護計画</p> <p>(2) その提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第112条第2項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第45条の17の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第48条の8第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第48条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第145条 第45条の4から第45条の9まで、第45条の11、第45条の12、第45条の15、第45条の17、<u>第47条、第48条の2の2</u>、第48条の4、第48条の5、<u>第48条の7、第48条の8、第48条の9第1項、第48条の10</u>から第48条の11まで、第99条の4、第99条の6、第101条、第111条第2項、第111条の2から第113条まで、第114条第1項及び第115条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業、指定介護予防短期入所療養介護事業者及び指定介護予防短期入所療養介護事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあり、及び「第98条第1項に規定する従業者」とあるのは「第141条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者」と、第45条の4第1項及び第48条の4<u>第1項</u>中「第48条」とあるのは「第145条において読み替えて準用する第113条」と、第113条中「次に」とあるのは「次の各号(第2号を除く。)」に」と、同条第1号中「<u>第7号及び第8号</u>」とあるのは「及び<u>第8号</u>」と、同条第5号中「サービス」とあるのは「施設」と読み替えるものとする。</p>	<p>る条例(平成24年長野県条例第55号。第64条において「介護老人保健施設基準条例」という。)第5条及び第6条並びに介護老人保健施設基準規則第3条及び第4条に定める介護老人保健施設の設備の基準を満たす設備</p> <p>(2) 指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(省令第188条第1項第2号に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。第64条において同じ。)に関するものを除く。)</p> <p>(3) 療養病床を有する病院又は診療所(指定介護療養型医療施設を除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所 次に定める設備</p> <p>ア 医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備</p> <p>イ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</p> <p>(4) 診療所(療養病床を有するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所 次に定める設備</p> <p>ア 指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室(床面積が利用者1人につき6.4平方メートル以上であるものに限る。)</p> <p>イ 浴室</p> <p>ウ 機能訓練を行うための場所</p> <p>エ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</p> <p>(5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第6条、介護医療院の施設の基準に関する条例(平成30年長野県条例第16号)第4条及び介護医療院の施設の基準に関する条例施行規則(平成30年長野県規則第 号)第2条に定める介護医療院の設備の基準を満たす設備</p> <p>(条例第145条において準用する条例第114条第1項の規則で定める人数)</p> <p>第60条 条例第145条において準用する条例第114条第1項の規則で定める人数は、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める人数とする。</p> <p>(1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において当該介護老人保健施設の入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>(2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟(省令第189条に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下この号において同じ。)を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>(3) 診療所(前号に掲げるものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所 指定介護予防短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>(4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 利用者</p>	
---	--	--

	<p>を当該介護医療院の入所者とみなした場合において当該介護医療院の入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数</p>	
<p>第2節 介護予防のための効果的な支援の方法</p> <p>(基本的な取扱方針)</p> <p>第146条 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所療養介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。</p> <p>4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができる方法によるサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者との意思疎通を十分に図ることその他の方法により、その者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。</p> <p>(具体的な取扱方針)</p> <p>第147条 指定介護予防短期入所療養介護は、第140条に定める基本方針及び前条に定める基本的な取扱方針に基づき、次に掲げるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議による情報交換等の適切な方法により、利用者の心身の状況及び病状、その置かれている環境等その者の日常生活全般の状況の的確な把握を行わなければならないこと。</p> <p>(2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間にわたり継続して入所することが予定される利用者については、その者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、規則で定める事項を記載した介護予防短期入所療養介護計画を作成しなければならないこと。</p> <p>(3) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画の作成に当たっては、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならないこと。</p>		<p>(介護予防短期入所療養介護)</p> <p>第63 指定介護予防短期入所療養介護の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 基本的な取扱方針</p> <p>予防条例第146条に定める指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針について、特に留意すべきところは、次のとおりである。</p> <p>① 介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、一人一人の高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。</p> <p>② 介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めること。</p> <p>③ サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。</p> <p>(2) 具体的な取扱方針</p> <p>① 予防条例第147条第2号に定める「相当期間にわたり」とは、概ね4日以上連続して利用する場合を指すこととするが、4日未満の利用者であっても、担当する指定介護予防支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の介護予防短期入所療養介護計画を作成した利用者準じて、必要な介護及び機能訓練等の支援を行うものとする。</p> <p>なお、指定介護予防短期入所療養介護事業者は、施設に介護支援専門員がいる場合には、介護支援専門員に介護予防短期入所療養介護計画作成のとりまとめを行わせること。介護支援専門員がいない場合には、療養介護計画作成の経験を有する者に作成をさせることが望ましい。</p> <p>② 同条第3号は、介護予防短期入所療養介護計画が作成される場合には、介護予防サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、介護予防短期入所療養介護計画の作成後に介護予防サービス計画</p>

<p>(4) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならないこと。</p> <p>(5) 介護予防短期入所療養介護計画が作成されている場合は、当該介護予防短期入所療養介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行わなければならないこと。</p> <p>(6) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならないこと。</p> <p>(診療)</p> <p>第148条 利用者に対する診療は、次に掲げるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 一般にその必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上適切に行わなければならないこと。</p> <p>(2) 常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、その心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果も高めることができるよう適切な指導を行わなければならないこと。</p> <p>(3) 常に利用者の病状、心身の状況及び日常生活並びにその置かれている環境の的確な把握に努め、その者又はその家族に対し、適切な指導を行わなければならないこと。</p> <p>(4) 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして適切に行わなければならないこと。</p> <p>(5) 特殊な療法又は新しい療法等については、規則で定めるもののほか行ってはならないこと。</p> <p>(6) 規則で定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならないこと。</p> <p>(7) 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求めるなど診療について適切な措置を講じなければならないこと。</p> <p>(機能訓練)</p> <p>第149条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、その者に必要な理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行わなければならない。</p> <p>(看護及び医学的管理の下における介護)</p> <p>第150条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、その者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。</p>	<p>(介護予防短期入所療養介護計画)</p> <p>第61条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画について条例第147条第4号の規定による利用者の同意を得るに当たっては、あらかじめ、その内容について利用者又はその家族に対して説明しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画を作成したときは、当該介護予防短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>(指定介護予防短期入所療養介護事業所が行うことができる特殊な療法等)</p> <p>第62条 条例第148条第5号の規則で定める療法等は、省令第198条第5号に規定する厚生労働大臣が定める療法等とする。</p> <p>2 条例第148条第6号の規則で定める医薬品は、省令第198条第6号に規定する厚生労働大臣が定める医薬品とする。</p>	<p>が作成された場合は、当該介護予防短期入所療養介護計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。</p> <p>③ 同条第4号から第6号及び予防規則第61条第1項及び第2項は、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明について定めたものである。すなわち、介護予防短期入所療養介護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。管理者は、介護予防短期入所療養介護計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。また、介護予防短期入所療養介護計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならないが、当該介護予防短期入所療養介護計画は、予防条例第144条第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならないものとする。</p> <p>④ 介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定介護予防短期入所療養介護事業者については、第57(2)⑥を準用する。この場合において、「介護予防訪問看護計画」とあるのは「介護予防短期入所療養介護計画」と読み替える。</p> <p>(3) 診療の方針について</p> <p>指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師は、常に利用者の病床や心身の状態の把握に努めるものとする。特に、診療に当たっては、的確な診断をもととし、入所者に対して必要な検査、投薬、処置等を妥当適切に行うものとする。</p> <p>(4) 機能訓練について</p> <p>リハビリテーションの提供に当たっては、利用者の心身の状況及び家庭環境等を十分に踏まえて、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて提供しなければならないものとする。</p> <p>(5) 看護及び医学的管理の下における介護</p> <p>① 入浴の実施に当たっては、利用者の心身の状況や自立支援を踏まえ適切な方法により実施するものとする。</p>
--	--	---

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきししなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、その排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前3項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の支援を適切に行わなければならない。
- 6 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対して、その者の負担により、当該指定介護予防短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第151条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対して、栄養並びにその者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

- 2 利用者の食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとするよう努めなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対して食事を提供するときは、その者の自立の支援に配慮し、できる限り離床して食堂で行うよう努めなければならない。

(その他のサービスの提供)

第152条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(準用)

第63条 第14条第2項、第14条の2から第14条の5まで、第15条の2から第15条の4まで、第21条第1項及び第44条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業及び指定介護予防短期入所療養介護事業者について準用する。この場合において、第14条第2項中「第45条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「第160条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者」と、「(条例第45条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下この章において同じ。)の指定」とあるのは「の指定」と、「第44条に規定する指定訪問入浴介護」とあるのは「第159条に規定する指定短期入所療養介護」と、「(条例第44条に規定する指定介護予防訪問入浴介護の事業をいう。以下この節において同じ。)の事業」とあるのは「の事業」と、「ついでに、指定居宅サービス等基準条例第45条第3項及び」とあるのは「ついでに、」と、「第14条第1項」とあるのは「第61条」と、「条例第45条第3項及び前項」とあるのは「第58条」と、第14条の2中「指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第160条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者」と、「指定訪問入浴介護の」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第159条に規定する指定短期入所療養介護の」と、「指定居宅サービス等基準条例第52条において準用する指定居宅サービス等基準条例第7条」とあるのは「指定居宅サービス等基準規則第62条」と、「第45条の3」とあるのは「第59条」と、第15条の3中「第48条の3第3項」とあるのは「第145条において準用する条例第101条第2項」と、同条及び第15条の4中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「条例第141条第1項に規定する従業者」と、同条中「第48条の10の2」とあるのは「第145条において準用する条例第48条の10の2」と、第21条第1項中「第63条第2号」とあるのは「第147条第2号」と、第44条第1項中「第111条の2第2項」とあるのは「第145条において準用する第111条の2第2項」と、同条第2項中「第111条の2第3項」と

なお、利用者の心身の状況から入浴が困難である場合には、清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めるものとする。

- ② 排せつの介護に当たっては、利用者の心身の状況や排せつ状況などをもとに自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとする。おむつを使用せざるを得ない場合には、利用者の心身及び活動状況に適したおむつを提供し、適切におむつを交換するものとする。

(6) 食事

① 食事の提供

利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行うように努めるとともに、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体の状況や、食形態、嗜好等にも配慮した適切な栄養量及び内容とすること。また、利用者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならないこと。

② 調理

調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。

③ 食事の提供時間

食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降とすること。

④ 食事の提供に関する業務の委託

食事の提供に関する業務は指定介護予防短期入所療養介護事業者自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について事業者自らが行う等、当該事業者の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該事業者の最終的責任の下で第三者に委託することができること。

⑤ 療養室等関係部門と食事関係部門との連携

食事提供については、利用者の嚥下やそしゃくの状況、食欲など心身の状態等を当該利用者の食事に的確に反映させるために、療養室等関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられていることが必要であること。

⑥ 栄養食事相談

利用者に対しては適切な栄養食事相談を行う必要があること。

⑦ 食事内容の検討

食事内容については、当該事業者の医師又は栄養士を含む会議において検討が加えられなければならないこと。

<p style="text-align: center;">第3節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護 (この節の趣旨)</p> <p>第153条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護であって、その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室（当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所（以下この節において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下この節において同じ。）の事業の従業者、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、前2節に定めるもののほか、この節に定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">(基本方針)</p> <p>第154条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、その者の療養生活の質の向上及び心身の機能の維持回復を図り、もってその者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(看護及び医学的管理の下における介護)</p> <p>第155条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、その者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が、その病状及び心身の状況等に応じて、その者の日常生活における家事をそれぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、その者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。</p> <p>4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、その排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p>5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、その排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。</p> <p>6 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第2項から前項までに定めるもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。</p> <p>7 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対して、その者の負担により、当該ユニット型指定介護予防短期入所療</p>	<p>あるのは「第145条において準用する第111条の2第3項」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護 (設備)</p> <p>第64条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護（条例第153条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下この節において同じ。）の事業を行う事業所をいう。以下この節において同じ。）について条例第142条第1項の規則で定める設備は、次の各号に掲げるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める設備とする。</p> <p>(1) 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 介護老人保健施設基準条例第6条及び第44条並びに介護老人保健施設基準規則第4条及び第13条に定めるユニット型介護老人保健施設（介護老人保健施設基準条例第2条第1項に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。次条において同じ。）の設備の基準を満たす設備</p> <p>(2) 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）</p> <p>(3) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（療養病床を有する病院であるユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）</p> <p>(4) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）</p> <p>(5) 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第45条第4項及び第5項、介護医療院の施設の基準に関する条例第6条並びに介護医療院の施設の基準に関する条例施行規則第3条に定めるユニット型介護医療院（同条例第2条第1項に規定するユニット型介護医療院に関するものに限る。次条において同じ。）の設備の基準を満たす設備</p> <p style="text-align: center;">(条例第145条において準用する条例第114条第1項の規則で定める人数)</p> <p>第65条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所について条例第145条において準用する条例第114条第1項の規則で定める人数は、次の各号に掲げるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める人数とする。</p> <p>(1) ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 利用者（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者をいう。次条において同じ。）がユニット型指定短期入所療養介護事業者（ユニット型指定</p>	
---	---	--

養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(準用等)

第156条 第130条、第131条、第133条及び第134条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者及びユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所について準用する。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業に対する第147条の規定の適用については、同条中「第140条」とあるのは、「第154条」とする。

3 第140条、第145条（第99条の4の規定を準用する部分に限る。）及び第150条から第152条までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業には適用しない。

第11章 介護予防特定施設入居者生活介護

第1節 指定介護予防特定施設入居者生活介護

(基本方針)

第157条 指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護（以下この章において「指定介護予防特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、介護予防特定施設サービス計画（法第8条の2第9項に規定する計画をいう。以下この章において同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、利用者が指定介護予防特定施設（特定施設であって、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）において、自立した日常生活を営むことができるよう、その者の心身の機能の維持回復を図り、もってその者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下この章において「指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準条例第172条に規定するユニット型指定短期入所療養介護をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護及びユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

(2) ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数

(3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

(準用等)

第66条 第51条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者について準用する。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業に対する第63条の規定の適用については、同条中「第59条」とあるのは、「第64条」とする。

3 第59条及び第60条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業には適用しない。

第11章 介護予防特定施設入居者生活介護

第1節 指定介護予防特定施設入居者生活介護

<p>(従業者)</p> <p>第158条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下この章において「介護予防特定施設従業者」という。）を置かなければならない。</p> <p>(1) 生活相談員</p> <p>(2) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）又は介護職員</p> <p>(3) 機能訓練指導員</p> <p>(4) 計画作成担当者</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。</p> <p>3 生活相談員のうち1人は、常勤でなければならない。</p> <p>4 看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、規則で定める員数の従業者を常勤とする。</p> <p>5 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>6 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>(従業者)</p> <p>第67条 条例第158条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 生活相談員 常勤換算方法で、1（利用者の数が100を超える場合にあっては、1に、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を加えて得た数）以上</p> <p>(2) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）又は介護職員 次に定める基準</p> <p>ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1以上であること。次の(ア)及び(イ)に掲げる数を合計した数以上であること。</p> <p>イ 看護職員については、次の(ア)又は(イ)に掲げる指定介護予防特定施設（条例第157条第1項に規定する指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める員数であること。</p> <p>(ア) 利用者の数が30を超えない指定介護予防特定施設 常勤換算方法で、1以上</p> <p>(イ) 利用者の数が30を超える指定介護予防特定施設 常勤換算方法で、1に、利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>(3) 機能訓練指導員 1以上</p> <p>(4) 計画作成担当者 1以上（利用者の数が100を超える場合にあっては、1に、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を加えて得た数を標準とする。）</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第177条第2項に規定する指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下この条において同じ。）が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護（同条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下この条において同じ。）の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とを同一の施設において一体的に運営する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該指定介護予防特定施設の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 生活相談員 常勤換算方法で、1（利用者及び指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「居宅サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が100を超える場合にあっては、1に、総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を加えて得た数）以上</p> <p>(2) 看護職員又は介護職員 次に定める基準</p> <p>ア 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で居宅サービスの利用者の数及び利用者の数に10分の3を得た数の合計数が3又はその端数を増すごとに1以上であること。</p> <p>イ 看護職員については、次の(ア)又は(イ)に掲げる指定介護予防特定施設の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める員数であること。</p> <p>(ア) 総利用者数が30を超えない指定介護予防特定施設 常勤換算方法で、1以上</p> <p>(イ) 総利用者数が30を超える指定介護予防特定施設 常勤換算方法で、1に、総利用者数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1</p>	
--	---	--

<p>(設備)</p> <p>第159条 指定介護予防特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項において同じ。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす指定介護予防特定施設の建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたものであるときは、この限りでない。</p> <p>2 指定介護予防特定施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための部屋が確保されている場合にあつては第1号の一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあつては機能訓練室を設けないことができる。</p> <p>(1) 一時介護室（一時的に利用者をして指定介護予防特定施設入居者生活介護を行うための部屋をいう。次条及び第164条において同じ。）</p> <p>(2) 浴室</p> <p>(3) 便所</p> <p>(4) 食堂</p> <p>(5) 機能訓練室</p> <p>(6) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</p> <p>3 前項各号に掲げる設備その他の設備の基準は、規則で定める。</p> <p>4 前項に規定する設備その他の設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。</p>	<p>を加えて得た数以上</p> <p>(3) 機能訓練指導員 1以上</p> <p>(4) 計画作成担当者 1以上（総利用者数が100を超える場合にあつては、1に、総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を加えて得た数を標準とする。）</p> <p>3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、常に1以上の指定介護予防特定施設入居者生活介護（前項に規定する場合にあつては、指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護）の提供に当たる介護職員を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直勤務を行うものとして設定した時間帯については、この限りでない。</p> <p>4 第1項及び第2項の利用者及び居宅サービスの利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に法第53条第1項本文の規定による指定を受ける場合は、推定数による。</p> <p>5 条例第158条第4項の規則で定める員数は、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ1人以上（指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人）とする。</p> <p>6 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画を作成させるのに適当と認められる者でなければならない。</p> <p>(設備)</p> <p>第68条 条例第159条第1項ただし書の規則で定める要件は、第43条第2項に定める要件とする。</p> <p>2 指定介護予防特定施設には、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあつては一時介護室（条例第159条第2項第1号に規定する一時介護室をいう。次項において同じ。）を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所を確保することができる場合にあつては機能訓練室を設けないことができる。</p> <p>3 条例第159条第3項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 介護居室（省令第233条第4項に規定する介護居室をいう。）次に定める基準</p> <p>ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行うことができる適当な広さであること。</p> <p>ウ 地階に設けてはならないこと。</p> <p>エ 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。</p> <p>(2) 一時介護室 介護を行うために適当な広さを有すること。</p> <p>(3) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>(4) 便所 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。</p> <p>(5) 食堂及び機能訓練室 それぞれ機能を十分に発揮することができる適当な広さを有すること。</p> <p>4 前項に定めるもののほか、指定介護予防特定施設の設備の基準は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間及び構造を有するものであること。</p>	
--	--	--

<p>(重要事項の説明等)</p> <p>第160条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第164条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、入居及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。</p> <p>3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うことについて、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続を第1項の契約に係る文書に明記しなければならない。</p> <p>(指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供拒否の禁止等)</p> <p>第161条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。</p> <p>2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が当該指</p>	<p>(2) その他建築基準法（昭和25年法律第201号）及び消防法（昭和23年法律第186号）の定めるところによること。</p> <p>(重要事項の説明)</p> <p>第68条の2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、条例第160条第1項に規定する重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該重要事項を記載した文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</p> <p>ア 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>イ 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第160条第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p> <p>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに条例第160条第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>2 前項の電磁的方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、第1項の規定により条例第160条第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる電磁的方法における次に掲げる事項を示し、文書又は電磁的方法によりこれらの者の承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 電磁的方法のうち指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が使用するもの</p> <p>(2) ファイルへの記録の方式</p> <p>4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定による承諾をした利用申込者又はその家族から条例第160条第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法により受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、その提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第69条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、条例第169条</p>	
---	---	--

<p>定介護予防特定施設入居者生活介護事業者による指定介護予防特定施設入居者生活介護に代えて当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護予防サービスを利用することを妨げてはならない。</p> <p>3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であることその他入居申込者又は入居者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であることを認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。</p> <p>(サービスの提供の記録)</p> <p>第162条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の開始に際してはその期日及び入居する指定介護予防特定施設の名称を、指定介護予防特定施設入居者生活介護の終了に際してはその期日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供したときは、その具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。</p> <p>(身体拘束等の禁止)</p> <p>第163条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者への指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならない。</p> <p>2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第164条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 第48条第1号、第2号、<u>第7号及び第8号</u>に掲げる事項</p> <p>(2) 入居定員及び居室数</p> <p>(3) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p>	<p>において準用する条例第45条の16第2項の利用料の額と、指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>2 条例第169条において準用する条例第45条の16第3項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。</p> <p>(1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用</p> <p>(2) おむつ代</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p><u>(身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会におけるテレビ電話装置等の活用)</u></p> <p><u>第69条の2 条例第163条第3項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。</u></p>	
--	--	--

- (4) 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第165条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に係る指定介護予防特定施設の従業者により指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、当該従業者以外の者により指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供することができる。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により、指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該他の事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士及び介護支援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症の利用者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化するなどの必要な措置を講じなければならない。

(協力医療機関等)

第166条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、特定の医療機関との間で、利用者への医療の提供に関し当該医療機関の協力を得ることについて合意しておかななければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、特定の歯科医療機関との間で、利用者への歯科医療の提供に関し当該歯科医療機関の協力を得ることについて合意しておくよう努めなければならない。

(地域との連携等)

<p>第167条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民と協力し、その自発的活動と連携することなどにより、地域との交流を図らなければならない。</p> <p>2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防特定施設入居者生活介護に関する利用者等からの相談に応じ必要な援助を行う者を派遣する事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第168条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第3号、第6号及び第7号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1) 介護予防特定施設サービス計画</p> <p>(2) その提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第112条第2項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録</p> <p>(4) 第165条第3項に規定する結果等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第45条の17の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第48条の8第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第48条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第169条 第45条の2、第45条の7、第45条の8、第45条の16から第47条まで、第48条の2の2、第48条の4から第48条の8まで、第48条の9第1項、第48条の10から第48条の11まで、第99条の6及び第114条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者及び指定介護予防特定施設について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「第158条第1項に規定する介護予防特定施設従業者」と、第45条の2中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第48条の4第1項中「第48条」とあるのは「第164条」と読み替えるものとする。</p>		
<p>第2節 介護予防のための効果的な支援の方法</p> <p>(基本的な取扱方針)</p> <p>第170条 指定介護予防特定施設入居者生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。</p> <p>2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護の質の評価を行うとともに</p>		<p>(介護予防特定施設入居者生活介護)</p> <p>第64 指定介護予防特定施設入居者生活介護の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 基本的な取扱方針</p> <p>予防条例第170条に定める指定介護予防特定施設入居者生活介護の基本取</p>

に、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができる方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者との意思疎通を十分に図ることその他の方法により、その者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(具体的な取扱方針)

第171条 指定介護予防特定施設入居者生活介護は、第157条に定める基本方針及び前条に定める基本的な取扱方針に基づき、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1) 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その有する能力、その置かれている環境等を分析してその者が現に抱える問題点を把握し、利用者が自立した生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならないこと。

(2) 計画作成担当者は、利用者の希望及び前号の規定により把握した課題を踏まえて、他の介護予防特定施設従業者と協議の上、規則で定める事項を記載した介護予防特定施設サービス計画を作成しなければならないこと。

(3) 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならないこと。

(4) 介護予防特定施設サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行わなければならないこと。

(5) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならないこと。

(6) 計画作成担当者は、他の介護予防特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防特定施設サービス計画に基づきサービスを提供している間に1回以上、当該介護予防特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行わなければならないこと。

(7) 計画作成担当者は、前号の規定による実施状況の把握の結果を踏まえ、必要に応じて介護予防特定施設サービス計画の変更を行

(介護予防特定施設サービス計画)

第70条 条例第171条第2号の規則で定める事項は、次に定める事項とする。

(1) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の目標及びその達成時期

(2) 前号の目標を達成するための具体的なサービスの内容

(3) サービスを提供する上での留意点

(4) サービスの提供を行う期間

(5) その他必要と認められる事項

2 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画について条例第171条第3号の規定による利用者の同意を得るに当たっては、あらかじめ、その内容について利用者又はその家族に対して説明しなければならない。

3 条例第171条第3号の同意は、文書により得なければならない。

4 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画を作成したときは、当該介護予防特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。

5 前各項の規定は、介護予防特定施設サービス計画の変更について準用する。

扱方針について、特に留意すべきところは、次のとおりである。

① 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、一人一人の高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。

② 介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めること。

③ サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。

④ 提供された介護予防サービスについては、介護予防特定施設サービス計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図らなければならないものであること。

(2) 具体的な取扱方針

① 予防条例第171条第1号及び第2号は、計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画を作成しなければならないこととしたものである。介護予防特定施設サービス計画の作成に当たっては、主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達等の適切な方法により、利用者の状況を把握・分析し、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし(アセスメント)、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。

なお、介護予防特定施設サービス計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えないものとする。

② 同条第3号及び予防規則第70条第2項及び第3項は、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明について定めたものである。すなわち、介護予防特定施設サービス計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。また、介護予防特定施設サービス計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならないが、当該介護予防特定施設サービス計画は、予防条例第168条第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならないものとする。

③ 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所において介護予防短期間利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合で、介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定介護予防特定施設入居者生活介護事業

<p>わなければならないこと。</p> <p>(8) 第1号から第3号までの規定は、前号の規定による介護予防特定施設サービス計画の変更について準用するものであること。</p> <p>(介護)</p> <p>第172条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。</p> <p>2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきしなければならない。</p> <p>3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、その排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。</p> <p>4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前2項に定めるもののほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければならない。</p> <p>(健康管理)</p> <p>第173条 指定介護予防特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(利用者の家族との連携等)</p> <p>第174条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、その者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。</p>		<p>者については、第57(2)⑥を準用する。この場合において、「介護予防訪問看護計画」とあるのは「介護予防特定施設サービス計画」と読み替える。</p> <p>(3) 介護</p> <p>① 予防条例第172条第1項の規定による介護サービスの提供に当たっては、当該指定介護予防特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適切な技術をもって介護サービスを提供し、又は必要な支援を行うものとする。</p> <p>なお、介護サービス等の実施に当たっては、利用者の人格を十分に配慮して実施するものとする。</p> <p>② 同条第2項の規定による入浴の実施に当たっては、自ら入浴が困難な利用者の心身の状況や自立支援を踏まえ適切な方法により実施するものとする。</p> <p>なお、健康上の理由等で入浴の困難な利用者については、清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めるものとする。</p> <p>③ 同条第3項の規定による排せつの介助に当たっては、利用者の心身の状況や排せつ状況などを基に自立支援を踏まえて、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとする。</p> <p>④ 同条第4項は、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、入居者の心身の状況や要望に応じて、1日の生活の流れに沿って、食事、離床、着替え、整容などの日常生活上の世話を適切に行うべきことを定めたものである。</p> <p>(4) 相談及び援助</p> <p>相談及び援助については、常時必要な相談及び社会生活に必要な支援を行うという体制をとることにより、積極的に入居者の生活の向上を図ることを趣旨とするものである。</p> <p>なお、社会生活に必要な支援とは、入居者自らの趣味又は嗜好に応じた生きがい活動、各種の公共サービス及び必要とする行政機関に対する手続き等に関する情報提供又は相談である。</p> <p>(5) 利用者の家族との連携等</p> <p>予防条例第174条は、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況を家族に定期的に報告する等常に利用者や家族の連携を図るとともに、当該事業者が実施する行事への参加の呼びかけ等によって利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととするものである。</p> <p>(6) 受託介護予防サービス事業者について</p> <p>平成27年度より、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護については、順次、介護予防・日常生活支援総合事業に移行していくこととなり、また、平成28年度より、小規模な通所介護については地域密着型通所介護に移行することとなるが、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護においては、引き続き、要支援者に対するサービスを提供する必要があることから、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と同様のサービス提供ができる事業者として、指定訪問介護事業者、指定通所介護事業者若しくは指定地域密着型通所事業者又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を行う指定事業者（法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。）を位置付けている。</p>
---	--	--

(準用)
第175条 第122条及び第124条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者及び指定介護予防特定施設について準用する。この場合において、第124条中「必要な助言その他の」とあるのは、「利用者の社会生活に必要な」と読み替えるものとする。

第3節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護

(この節の趣旨)

第176条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防特定施設の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等(第178条において「基本サービス」という。))及び当該指定介護予防特定施設の事業者が委託する事業者(以下この節において「受託介護予防サービス事業者」という。)により当該介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話(以下この節において「受託介護予防サービス」という。)からなる指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下この節において同じ。)の事業の従業者、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、前2節に定めるもののほか、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第177条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者による受託介護予防サービスを適切かつ円滑に提供することにより、当該指定介護予防特定施設において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もってその者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者(以下この節において「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。)は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

(従業者)

第178条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる基本サービスを

(準用)
第71条 第14条の2及び第15条の2から第15条の4までの規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者について準用する。この場合において、第14条の2中「指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第177条第2項に規定する指定特定施設入居者生活介護事業者」と、「指定訪問入浴介護の」とあるのは「同条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護の」と、「第52条において準用する指定居宅サービス等基準条例第7条」とあるのは「第179条及び指定居宅サービス等基準規則第71条」と、「第45条の3」とあるのは「第159条及びこの規則第68条」と、第15条の3中「第48条の3第3項」とあるのは「第169条において準用する条例第114条の2第2項」と、同条及び第15条の4中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、同条中「第48条の10の2」とあるのは「第169条において準用する条例第48条の10の2」と読み替えるものとする

第2節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護

(従業者)

第72条 条例第178条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とす

<p>提供する介護予防特定施設従業者を置かなければならない。</p> <p>(1) 生活相談員 (2) 介護職員 (3) 計画作成担当者</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。</p>	<p>(1) 生活相談員 常勤換算方法で、1（利用者の数が100を超える場合にあっては、1に、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を加えて得た数）以上</p> <p>(2) 介護職員 常勤換算方法で、1（利用者の数が30を超える場合にあっては、1に、利用者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数）以上</p> <p>(3) 計画作成担当者 1以上（利用者の数が100を超える場合にあっては、1に、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を加えて得た数を標準とする。）</p> <p>2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（条例第177条第2項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下この節において同じ。）が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第195条第2項に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（条例第176条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下この節において同じ。）の事業と外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等基準条例第194条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。）の事業とを同一の指定介護予防特定施設において一体的に運営する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該指定介護予防特定施設従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 生活相談員 常勤換算方法で、1（利用者及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「居宅サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が100を超える場合にあっては、1に、総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を加えて得た数）以上</p> <p>(2) 介護職員 次のア及びイに掲げる数を合計した数以上</p> <p>ア 常勤換算方法で、居宅サービスの利用者の数が10又はその端数を増すごとに1</p> <p>イ 常勤換算方法で、利用者の数が30又はその端数を増すごとに1</p> <p>(3) 計画作成担当者 1以上（総利用者数が100を超える場合にあっては、1に、総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を加えて得た数を標準とする。）</p> <p>3 前2項の利用者及び居宅サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に法第53条第1項本文の規定による指定を受ける場合は、推定数による。</p> <p>4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に1以上の指定介護予防特定施設の従業者を確保しなければならない。ただし、宿直勤務を行うものとして設定した時間帯にあっては、この限りでない。</p> <p>5 生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>6 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、介護予防特定施設サービス計画の作成を担当させるのに相当と認められるものとし、そのうち1人以上は、常勤でなければならない。ただ</p>	
--	---	--

<p>(設備)</p> <p>第179条 指定介護予防特定施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、居室が規則で定める面積以上である場合には、食堂を設けなければならないことができる。</p> <p>(1) 居室</p> <p>(2) 浴室</p> <p>(3) 便所</p> <p>(4) 食堂</p> <p>(5) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</p> <p>2 前項各号に掲げる設備の基準は、規則で定める。</p> <p>3 第1項各号に掲げる設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。</p> <p>(重要事項の説明等)</p> <p>第180条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して説明を行い、入居及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に係る指定介護予防特定施設が養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。）であって当該養護老人ホームに入居する場合にあつては、当該提供に関する契約）を文書により締結しなければならない。</p> <p>(1) 次条に規定する重要事項に関する規程の概要</p> <p>(2) 従業者の勤務の体制</p> <p>(3) 当該外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者と受託介護予防サービス事業者との業務の分担の内容</p> <p>(4) 受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスの事業を行う事業所（以下この節にお</p>	<p>し、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(設備)</p> <p>第73条 条例第179条第1項の規則で定める面積は、25平方メートルとする。</p> <p>2 条例第179条第2項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 居室 次に定める基準</p> <p>ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とする。ことができる。</p> <p>イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行うことができる適当な広さであること。</p> <p>ウ 地階に設けてはならないこと。</p> <p>エ 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。</p> <p>オ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p>(2) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものであること。</p> <p>(3) 便所 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。</p> <p>(4) 食堂 機能を十分に発揮することができる適当な広さを有すること。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、指定介護予防特定施設の設備の基準は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間及び構造を有するものであること。</p> <p>(2) その他建築基準法及び消防法の定めるところによること。</p>	
---	---	--

<p>いて「受託介護予防サービス事業所」という。)の名称</p> <p>(5) 受託介護予防サービスの種類</p> <p>(6) 利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項</p> <p>(運営規程)</p> <p>第181条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 第164条第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる事項</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(3) 受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業所の名称及び所在地</p> <p>(4) 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続</p> <p>(5) その他運営に関する重要事項</p> <p>(受託介護予防サービスに関する委託契約)</p> <p>第182条 受託介護予防サービスに関する業務の委託に関する契約は、規則で定めるところにより、受託介護予防サービス事業所ごとに文書により締結しなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第183条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その従業者、設備、備品、会計及び受託介護予防サービス事業者に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第5号、第6号及び第8号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1) 介護予防特定施設サービス計画</p> <p>(2) 次条第2項に規定する受託介護予防サービス事業者等から受けた報告に係る記録</p> <p>(3) 受託介護予防サービスに係る業務の実施状況についての確認の結果等の記録</p> <p>(4) 第169条において準用する第45条の17の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(5) 第169条において準用する第48条の8第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 第169条において準用する第48条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</p> <p>(7) 第185条第1項の規定により読み替えて適用する第162条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(8) 第169条において準用する第112条第2項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録</p> <p>(9) 第185条第1項の規定により読み替えて適用する第165条第3項に規定する結果等の記録</p>	<p>(受託介護予防サービス事業者への委託)</p> <p>第74条 受託介護予防サービス(条例第176条に規定する受託介護予防サービスをいう。以下この条において同じ。)に関する業務の委託は、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 受託介護予防サービス事業者(条例第176条に規定する受託介護予防サービス事業者をいう。以下この条において同じ。)は、指定居宅サービス事業者(指定居宅サービス等基準条例第2条第1項第3号に規定する指定居宅サービス事業者をいう。)、指定地域密着型サービス事業者(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。)、指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。))又は法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者(次号において「指定事業者」という。)でなければならないこと。</p> <p>(2) 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、指定訪問介護(指定居宅サービス等基準条例第5条第1項に規定する指定訪問介護をいう。次号において同じ。)、指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第84条に規定する指定通所介護をいう。同号において同じ。))指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。次号において同じ。)、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、指定介護予防福祉用具貸与(条例第186条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。))及び指定介護予防認知症対応型通所介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第4条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下この条において同じ。))並びに法第115条の45第1項第1号のイに規定する第一号訪問事業(指定事業者により行われるものに限る。次号において「指定第1号訪問事業」という。)に係るサービス及び同項第1号のロに規定する第一号通所事業(指定事業者により行われるものに限る。次号において「指定第1号通所事業」という。)に係るサービ</p>	
--	---	--

<p>(受託介護予防サービスの提供)</p> <p>第184条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者により、適切かつ円滑に受託介護予防サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスを提供した場合にあっては、その日時及び具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。</p>	<p>スとすること。</p> <p>(3) 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その委託する業務について、受託介護予防サービス事業者と契約を締結しなければならないこと。この場合において、委託する業務が次に掲げるサービス以外のサービスの提供である場合には、当該提供の都度締結すれば足りるものであること。</p> <p>ア 指定訪問介護又は指定第1号訪問事業に係るサービス</p> <p>イ 指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護又は指定第1号通所事業(機能訓練を行う事業を含むものに限る。)に係るサービス</p> <p>ウ 指定介護予防訪問看護</p> <p>(4) 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する業務の委託については、当該外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に係る指定介護予防特定施設と同一の市町村の区域内に所在する指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う受託介護予防サービス事業所(条例第180条第4号に規定する受託介護予防サービス事業所をいう。)において当該指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行う受託介護予防サービス事業者と契約を締結しなければならないこと。</p> <p>(5) 第3号の契約には、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が受託介護予防サービス事業者の業務について必要な管理及び指揮命令を行う旨の規定を定めなければならないこと。</p> <p>(6) 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならないこと。</p>	
<p>(適用関係)</p> <p>第185条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業に対する第160条、第162条、第165条、第169条、第171条及び第175条の規定の適用については、第160条第2項中「前項」とあり、及び同条第3項中「第1項」とあるのは「第180条」と、同項中「介護居室又は一時介護室」とあるのは「他の居室」と、第162条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービス(第176条に規定する基本サービスをいう。第165条において同じ。)を」と、第165条第1項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護その他」とあるのは「基本サービスその他」と、同条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同条第3項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と、第169条中「第164条」とあるのは「第181条」と、第48条の5第1項及び第2項中「の従業者」とあるのは「及び受託介護予防サービス事業所(第180条第4号に規定する受託介護予防サービス事業所をいう。)の従業者」と、第171条中「第157条」とあるのは「第177条」と、同条第2号中「と協議」とあるのは「及び受託介護予防サービス事業者(第176条に規定する受託介護予防サービス事業者をいう。第6号において同じ。)と協議」と、同条第6号中「との連絡」とあるのは「及び受託介護予防サービス事業者との連絡」とする。</p> <p>2 第157条、第158条、第159条(第1項を除く。)、第160条第1項、第</p>	<p>(適用関係)</p> <p>第75条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業に対する第68条の2及び第71条の規定の適用については、第68条の2第1項中「第160条第1項に規定する重要事項」とあるのは「第180条に規定する事項」と、「当該重要事項」とあるのは「当該事項」と、同条第3項及び第4項中「第160条第1項に規定する重要事項」とあるのは「第180条に規定する事項」と、第71条中「第179条」とあるのは「第197条」と、「第71条」とあるのは「第77条」と、「第159条及びこの規則第68条」とあるのは「第179条及びこの規則第73条」とする。</p> <p>2 第67条及び第68条(第1項を除く。)の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業には適用しない。</p>	

164条、第168条、第172条、第173条及び第175条（第122条の規定を準用する部分に限る。）の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業には適用しない。

第12章 介護予防福祉用具貸与
第1節 介護予防福祉用具貸与
（基本方針）

第186条 指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与（以下この章において「指定介護予防福祉用具貸与」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その者の心身の状況、その希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第8条の2第10項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け及び調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、その者の生活機能の維持又は改善を図るものでなければならない。

（福祉用具専門相談員）

第187条 指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者（以下この章において「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下この節において「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。）ごとに、福祉用具専門相談員（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。

2 福祉用具専門相談員の員数の基準は、規則で定める。

（設備等）

第188条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるとともに、指定介護予防福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を設けなければならない。ただし、第191条第3項の規定により福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができる。

2 前項の設備等の基準は、規則で定める。

第12章 介護予防福祉用具貸与
第1節 介護予防福祉用具貸与

（福祉用具専門相談員）

第76条 条例第187条第2項の規定により定める福祉用具専門相談員（同条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。第79条及び第84条において同じ。）の員数の基準は、常勤換算方法で、2以上とする。

2 次の各号に掲げる事業を行う者が指定介護予防福祉用具貸与事業者（条例第187条第1項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業者をいう。以下この節において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、当該各号に掲げる事業と指定介護予防福祉用具貸与の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合については、当該各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める規定による基準を満たすことをもって、前項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

- (1) 指定福祉用具貸与（指定居宅サービス等基準条例第204条に規定する指定福祉用具貸与をいう。） 指定居宅サービス等基準規則第80条第1項
- (2) 指定特定福祉用具販売（指定居宅サービス等基準条例第218条に規定する指定特定福祉用具販売をいう。） 指定居宅サービス等基準規則第89条において準用する指定居宅サービス等基準規則第80条第1項
- (3) 指定特定介護予防福祉用具販売（条例第200条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売をいう。以下同じ。） 第85条において準用する前項

（設備等）

第77条 条例第188条第2項の規定により定める設備等の基準は、次の各号に掲げる設備等の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

<p>(利用料等の受領)</p> <p>第188条の2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防福祉用具貸与を提供したときは、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防福祉用具貸与事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与を提供したときは、規則で定めるところにより、利用者から利用料の支払を受けるものとする。</p> <p>3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用料のほか、規則で定める費用の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。</p> <p>5 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく利用者が支払に応じない場合は、指定介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具を回収することなどにより、当該指定介護予防福祉用具貸与の提供を中止することができる。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第189条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 第48条第1号から第3号まで、<u>第5号及び第8号</u>に掲げる事項</p> <p>(2) 指定介護予防福祉用具貸与の提供方法、取り扱い種目及び利用料その他の費用の額</p> <p>(3) その他運営に関する重要事項</p> <p>(研修の機会の確保等)</p> <p>第189条の2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員に対し、その資質の向上のための福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。</p>	<p>(1) 福祉用具(法第8条第12項に規定する福祉用具をいう。以下この条及び次条において同じ。)の保管のために必要な設備 次に定める基準</p> <p>ア 清潔であること。</p> <p>イ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具とを区分することが可能であること。</p> <p>(2) 福祉用具の消毒のために必要な器材 取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第78条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、条例第188条の2第2項の法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>2 条例第188条の2第3項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。</p> <p>(1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合の交通費</p> <p>(2) 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用</p>	
--	---	--

(福祉用具の取扱種目)

第190条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性及び変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。

(衛生管理等)

第191条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類及び材質等を考慮して適切な方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。

4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、規則で定める措置を講じなければならない。

(重要事項の掲示等)

第192条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所の見やすい場所に、第189条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を指定介護予防福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定介護予防福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

(記録の整備)

第193条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第5号及び第6号に掲げる記録にあつては、5年間）保存しなければならない。

<p>(1) 介護予防福祉用具貸与計画 (2) その提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第191条第4項に規定する結果等の記録 (4) 次条において準用する第45条の17の規定による市町村への通知に係る記録 (5) 次条において準用する第48条の8第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録 (6) 次条において準用する第48条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</p> <p>(準用) 第194条 第45条の2、第45条の4から第45条の15まで、第45条の17、<u>第47条、第48条の2の2</u>、第48条の5から第48条の11まで並びに<u>第99条の4第1項及び第4項</u>の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業、指定介護予防福祉用具貸与事業者及び指定介護予防福祉用具貸与事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあり、及び「<u>第98条第1項に規定する従業者</u>」とあるのは「<u>第187条第1項</u>に規定する福祉用具専門相談員」と、第45条の4第1項中「第48条」とあるのは「第189条」と、第45条の6中「等を」とあるのは「及び取り扱う福祉用具（第186条に規定する福祉用具をいう。以下同じ。）の種目等を」と、第45条の10第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第45条の14中「初めて訪問するとき及び利用者」とあるのは「利用者」と、第45条の15第1項中「その期日、内容及び」とあるのは「その開始日及び終了日並びに福祉用具の種目及び品名並びに」と、第99条の4第1項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。</p>		
<p>第2節 介護予防のための効果的な支援の方法</p> <p>(基本的な取扱方針) 第195条 指定介護予防福祉用具貸与は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。</p> <p>2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定介護予防福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。</p> <p>4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができる方法によるサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>(具体的な取扱方針) 第196条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与は、第186条に定める基本方針及び前条に定める基本的な取扱方針に基づ</p>		<p>(介護予防福祉用具貸与) 第65 指定介護予防福祉用具貸与の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 基本的な取扱方針 予防条例第195条に定める指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針について、特に留意すべきところは、次のとおりである。</p> <p>① 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、一人一人の高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。</p> <p>② サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。</p> <p>(2) 具体的な取扱方針 ① 予防条例第196条第1号及び第3号は、指定介護予防福祉用具貸与の提供</p>

<p>き、次に掲げるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議による情報交換等の適切な方法により、利用者の心身の状況及び希望、その置かれている環境等その者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法及び、利用料及び全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、その貸与に当たっては個別にその者の同意を得なければならないこと。</p> <p>(2) 介護予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行わなければならないこと。</p> <p>(3) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならないこと。</p> <p>(4) 貸与する福祉用具の機能、安全性及び衛生状態等に関し、点検を行わなければならないこと。</p> <p>(5) 利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項及び故障時の対応等を記載した文書をその者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じてその者に実際に当該福祉用具を使用させながら指導を行わなければならないこと。</p> <p>(6) 利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行わなければならないこと。</p> <p>(7) 同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供しなければならないこと。</p> <p>(介護予防福祉用具貸与計画)</p> <p>第197条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況及び希望、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、規則で定める事項を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。</p> <p>2 介護予防福祉用具貸与計画は、利用者に第200条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第207条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。</p> <p>3 介護予防福祉用具貸与計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</p>		<p>に当たって、福祉用具専門相談員が主治医等からの情報伝達及びサービス担当者会議等を通じ、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うことを基本として、介護予防福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具を適切に選定し、個々の福祉用具の貸与について利用者に対し、説明及び同意を得る手続を規定したものである。</p> <p>② 同条第5号は、指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっての調整、説明及び使用方法の指導について規定したものである。同号に定める「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項及び故障時の対応等を記載した文書」とは、当該福祉用具の製造事業者、指定介護予防福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書をいう。また、自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければならない洗浄、点検等の衛生管理について十分説明するものとする。</p> <p>③ 同条第6号は、指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっての随時の使用方法の確認及び指導・修理について規定したものであるが、福祉用具の修理については、専門的な技術を有する者に行わせても差し支えないものとする。この場合にあっても、福祉用具専門相談員が責任を持って修理後の点検を行うものとする。</p> <p>特に自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を確実に実施するものとする。</p> <p>④ 同条7号は、利用者が適切な福祉用具を選択するための情報の提供について規定したものであるが、その提供に当たっては、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして行うものとする。</p> <p>(3) 介護予防福祉用具貸与計画の作成</p> <p>① 予防条例第197条第1項及び第2項は、福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならないこととしたものである。介護予防福祉用具貸与計画作成に当たっては、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を明らかにするものとする。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載するものとする。</p> <p>なお、介護予防福祉用具貸与計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えないものとする。</p> <p>② 同条第3項は、介護予防福祉用具貸与計画は、介護予防サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、介護予防福祉用具貸与計画を作成後に介護予防サービス計画が作</p>
--	--	--

<p>4 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供を開始したときは、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行うものとする。</p> <p>6 福祉用具専門相談員は、前項の規定による把握の結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。</p> <p>7 福祉用具専門相談員は、第5項の規定による把握の結果を踏まえ、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。</p> <p>8 第1項から第4項までの規定は、前項の規定による介護予防福祉用具貸与計画の変更について準用する。</p> <p style="text-align: center;">第3節 基準該当介護予防福祉用具貸与</p> <p>(定義) 第198条 この条例において「基準該当介護予防福祉用具貸与」とは、介護予防福祉用具貸与（これに相当するサービスを含む。）に係る基準該当介護予防サービスをいう。</p> <p>2 この条例において「基準該当介護予防福祉用具貸与事業者」とは、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業を行う者をいう。</p> <p>3 この条例において「基準該当介護予防福祉用具貸与事業所」とは、</p>	<p>(介護予防福祉用具貸与計画) 第79条 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画について条例第197条第4項の規定による利用者の同意を得るに当たっては、あらかじめ、その内容について利用者又はその家族に対して説明しなければならない。</p> <p>2 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成したときは、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援員に交付しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定は、介護予防福祉用具貸与計画の変更について準用する。</p> <p>(準用) 第80条 第14条の2から第14条の5まで、<u>第15条の2から第15条の4まで</u>及び第21条第1項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業及び指定介護予防福祉用具貸与事業者について準用する。この場合において、第14条の2中「指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第205条第1項に規定する指定福祉用具貸与事業者」と、「指定訪問入浴介護の」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第204条に規定する指定福祉用具貸与の」と、「第52条において準用する指定居宅サービス等基準条例第7条」とあるのは「第206条第1項及び指定居宅サービス等基準規則第81条」と、「第45条の3」とあるのは「第188条第1項及びこの規則第77条」と、<u>第15条の3中「第48条の3第3項」とあるのは「第191条第6項」と、同条及び第15条の4中「介護予防訪問入浴介護」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条中「第48条の10の2」とあるのは「第194条において準用する条例第48条の10の2」と、第21条第1項中「第63条第2号」とあるのは「第197条第1項」と読み替えるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第2節 基準該当介護予防福祉用具貸与</p> <p>(基準該当介護予防福祉用具貸与の事業の基準) 第81条 第17条及び第17条の2の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第17条中「基準該当訪問入浴介護事業者」とあるのは「基準該当福祉用具貸与事業者」と、「第53条第2項」とあるのは「第216条第2項」と、「基準該当訪問入浴介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、「第53条第1項に規定する基準該当訪問入浴介護」とあるのは「第216条第1項に規定する基</p>	<p>成された場合は、当該介護予防福祉用具貸与計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。</p> <p>③ 同条第4項及び予防規則第79条第1項及び第2項は、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明等について定めたものである。介護予防福祉用具貸与計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。また、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならないものとする。</p> <p>なお、介護予防福祉用具貸与計画は、予防条例第193条第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならないものとする。</p> <p>④ 予防条例第197条第5項から第7項は、事業者に対して介護予防サービスの提供状況等について指定介護予防支援事業者に対する報告の義務づけを行うとともに、介護予防福祉用具貸与計画に定める計画期間終了後の当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を義務づけるものである。指定介護予防支援事業者に対する実施状況等の報告については、サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該計画策定時からの利用者の身体の状態等の変化を踏まえ、利用中の福祉用具が適切かどうか等を確認するために行うものであり、必要に応じて行うこととしている。</p> <p>ただし、事業者は介護予防福祉用具貸与計画に定める計画期間が終了するまでに、少なくとも1回を目安としてモニタリングを行い、利用者の介護予防福祉用具貸与計画に定める目標の達成状況の把握等を行うよう努めることとし、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する指定介護予防支援事業者とも相談の上、必要に応じて当該介護予防福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。</p> <p>⑤ 介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定介護予防福祉用具貸与事業者については、<u>第57(2)⑥</u>を準用する。この場合において、「<u>介護予防訪問看護計画</u>」とあるのは「介護予防福祉用具貸与計画」と読み替える。</p>
--	---	--

基準該当介護予防福祉用具貸与の事業を行う事業所をいう。

(基準該当介護予防福祉用具貸与の事業の基準)

第199条 基準該当介護予防福祉用具貸与の事業の従業者、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法の基準は、前2節(第188条の2第1項及び第194条(第45条の11並びに第48条の8第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定(第186条及び第188条の2第2項を除く。)中「指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、「指定介護予防福祉用具貸与事業者」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与事業者」と、「指定介護予防福祉用具貸与事業所」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与事業所」と、第186条中「指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与(以下この章において「指定介護予防福祉用具貸与」という。))」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第188条の2第2項中「指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与事業者は、基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第194条中「第45条の4第1項」とあるのは「第45条の2中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第45条の4第1項」と、「内容及び」とあるのは「内容及び法定代理受領サービスに係る介護予防サービス費の額」と、「並びに福祉用具の種目及び品名並びに」とあるのは「並びに福祉用具の種目及び品名」とする。

第13章 特定介護予防福祉用具販売
第1節 特定介護予防福祉用具販売

(基本方針)

第200条 指定介護予防サービスに該当する特定介護予防福祉用具販売(以下この章において「指定特定介護予防福祉用具販売」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具(法第8条の2第11項に規定する特定介護予防福祉用具をいう。以下この章において同じ。)の選定の援助、取付け及び調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、その者の心身の機能の維持回復を図り、もってその者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(サービスの提供の記録)

第201条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者(指定特定介護予防福祉用具販売の事業を行う者をいう。以下この章において同じ。)は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

準該当福祉用具貸与」と、「指定居宅サービス等基準規則第14条第1項」とあるのは「指定居宅サービス等基準規則第80条第1項」と、「第14条第1項」とあるのは「第76条第1項」と、第17条の2中「基準該当訪問入浴介護事業者が基準該当訪問入浴介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与事業者が基準該当福祉用具貸与」と、「第52条において準用する指定居宅サービス等基準条例第7条」とあるのは「第206条第1項及び指定居宅サービス等基準規則第81条」と、「第45条の3」とあるのは「第188条第1項及びこの規則第77条」と読み替えるものとする。

2 前項に定めるもののほか、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業の従業者、設備及び運営の基準は、前節(第76条第2項及び前条(第14条の2を準用する部分に限る。))を除く。)に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「指定介護予防福祉用具貸与事業者」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与事業者」と、これらの規定(第78条第1項を除く。)中「指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同項中「条例」とあるのは「条例第199条の規定により読み替えて適用される条例」と、「指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与に係る特例介護予防サービス費用基準額」と、前条中「読み替える」とあるのは「第15条の2中「法定代理受領サービスに該当しない」とあるのは、「第78条第1項の」と読み替えるものとする」とする。

第13章 特定介護予防福祉用具販売

<p>(販売費用の額等の受領)</p> <p>第202条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供したときは、利用者から法第56条第3項に規定する現に当該特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、前項の支払を受ける費用のほか、規則で定める費用の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>3 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第203条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第4号及び第5号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1) 特定介護予防福祉用具販売計画</p> <p>(2) その提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第45条の17の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第48条の8第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第48条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第204条 第45条の2、第45条の4から第45条の10まで、第45条の12から第45条の14まで、第45条の17、<u>第47条、第48条の2の2</u>、第48条の3、第48条の5から第48条の11まで、第99条の4第1項及び<u>第4項、第187条</u>、第187条、第188条第1項本文及び第2項、第189条、第190条並びに第192条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業、指定特定介護予防福祉用具販売事業者及び指定特定介護予防福祉用具販売事業者が当該事業を行う事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「<u>介護予防訪問入浴介護従業者</u>」とあり、及び「<u>第98条第1項に規定する従業者</u>」とあるのは「第204条において準用する第187条第1項に規定する福祉用具専門相談員」と、第45条の4第1項中「第48条」とあり、及び第192条第1項中「第189条」とあるのは「第204条において読み替えて準用する第189条」と、第45条の6中「等を」とあるのは「及び取り扱う特定介護予防福祉用具(第200条に規定する特定介護予防福祉用具をいう。以下同じ。)」の種目等を」と、第45条の10第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第45条の14中「初めて訪問するとき及び利用者」とあるのは「利用者」と、第48条の3第2項中「浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と、第99条の4第1項中</p>	<p>(条例第202条第2項の規則で定める費用)</p> <p>第82条 条例第202条第2項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。</p> <p>(1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定介護予防福祉用具販売を行う場合の交通費</p> <p>(2) 特定介護予防福祉用具(条例第200条に規定する特定介護予防福祉用具をいう。次条において同じ。)の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用</p> <p>(書類等の交付)</p> <p>第83条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、その領収書及び次に掲げる書面を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(1) 当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の名称を記載した書面</p> <p>(2) 販売した特定介護予防福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を証明した書面</p> <p>(3) 当該特定介護予防福祉用具の概要を記載した書面</p> <p>2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、当該指定特定介護予防福祉用具の概要を記載した資料を利用者に交付する場合は、前項第3号の書面を交付することを要しない。</p>	
---	--	--

<p>「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第188条第1項中「福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業」とあるのは「事業」と、第189条第2号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。</p>		
<p>第2節 介護予防のための効果的な支援の方法</p> <p>(基本的な取扱方針)</p> <p>第205条 指定特定介護予防福祉用具販売は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。</p> <p>2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、自らその提供する指定特定介護予防福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。</p> <p>4 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができる方法によるサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>(具体的な取扱方針)</p> <p>第206条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売は、第200条に定める基本方針及び前条に定める基本的な取扱方針に基づき、次に掲げるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえ、特定介護予防福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定介護予防福祉用具の機能、使用方法及び販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定介護予防福祉用具の販売に係るその者の同意を得なければならないこと。</p> <p>(2) 特定介護予防福祉用具販売計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行わなければならないこと。</p> <p>(3) 販売する特定介護予防福祉用具の機能、安全性及び衛生状態等に関し、点検を行わなければならないこと。</p> <p>(4) 利用者の身体の状況等に応じて特定介護予防福祉用具の調整を行うとともに、当該特定介護予防福祉用具の使用方法及び使用上の留意事項等を記載した文書をその者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じてその者に実際に当該特定介護予防福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行わなければならないこと。</p> <p>(5) 介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置付けられる場合には、当該介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を</p>		<p>(特定介護予防福祉用具販売)</p> <p>第66 指定特定介護予防福祉用具販売の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 基本的な取扱方針</p> <p>予防条例第205条に定める指定特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針について、特に留意すべきところは、次のとおりである。</p> <p>① 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、一人一人の高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。</p> <p>② サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に行う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。</p> <p>(2) 具体的な取扱方針</p> <p>① 予防条例第206条第1号及び第2号は、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たって、福祉用具専門相談員が利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うことを基本として、特定介護予防福祉用具販売計画に基づき、特定介護予防福祉用具を適切に選定し、個々の特定介護予防福祉用具の販売について利用者に対し、説明及び同意を得る手続を規定したものである。</p> <p>② 同条第4号は、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっての調整、説明及び使用方法の指導について規定したものであるが、特に、腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等利用に際しての注意事項を十分説明するものとする。</p> <p>なお、同号に定める「特定介護予防福祉用具の使用法、使用上の留意事項等を記載した文書」とは、当該特定介護予防福祉用具の製造事業者、指定特定介護予防福祉用具販売事業者等の作成した取扱説明書をいう。</p> <p>③ 同条第5号は、介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置付けられる場合、主治医等からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介</p>

<p>講じなければならないこと。</p> <p>(特定介護予防福祉用具販売計画)</p> <p>第207条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、規則で定める事項を記載した特定介護予防福祉用具販売計画を作成しなければならない。</p> <p>2 特定介護予防福祉用具販売計画は、利用者に第186条に規定する指定介護予防福祉用具貸与の利用があるときは、第197条第1項に規定する介護予防福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。</p> <p>3 特定介護予防福祉用具販売計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>4 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならない。</p>	<p>(特定介護予防福祉用具販売計画)</p> <p>第84条 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画について条例第207条第4項の規定による利用者の同意を得るに当たっては、あらかじめ、その内容について利用者又はその家族に対して説明しなければならない。</p> <p>2 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画を作成したときは、当該特定介護予防福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第85条 第14条の2から第14条の5まで、<u>第15条の3、第15条の4</u>、第21条第1項及び第76条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業及び指定特定介護予防福祉用具販売事業者について準用する。この場合において、第14条の2中「指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第219条に規定する指定特定福祉用具販売事業者」と、「指定訪問入浴介護の」とあるのは「指定居宅サービス等基準条例第218条に規定する指定特定福祉用具販売の」と、「第52条」とあるのは「第224条」と、「第45条の3」とあるのは「条例第204条において準用する第188条第1項」と、<u>第15条の3中「第48条の3第3項」とあるのは「第204条において準用する条例第48条の3第3項」と、同条及び第15条の4中「介護予防訪問入浴介護」とあるのは「条例第204条において準用する条例第187条第1項に規定する福祉用具専門相談員」と、同条中「第48条の10の2」とあるのは「第204条において準用する条例第48条の10の2」と、第21条第1項中「第63条第2号」とあるのは「第207条第1項」と、第76条第2項第3号中「指定特定介護予防福祉用具販売（条例第200条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売をい</u></p>	<p>護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第37号）第2条に規定する担当職員は、当該計画へ指定特定介護予防福祉用具販売の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うことを基本として、特定介護予防福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならないものとする。</p> <p>(3) 特定介護予防福祉用具販売計画の作成</p> <p>① 予防条例第207条第1項及び第2項は、福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画を作成しなければならないこととしたものである。特定介護予防福祉用具販売計画作成に当たっては、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を明らかにするものとする。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載するものとする。</p> <p>なお、特定介護予防福祉用具販売計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えないものとする。</p> <p>② 同条第3項は、特定介護予防福祉用具販売計画は、介護予防サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。</p> <p>③ 同条第4項及び予防規則第84条は、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明について定めたものである。特定介護予防福祉用具販売計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならないと、また、当該特定介護予防福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならないものとする。</p> <p>なお、特定介護予防福祉用具販売計画は、予防条例第203条第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならないものとする。</p> <p>④ 介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定特定介護予防福祉用具販売事業者については、<u>第57(2)⑥</u>を準用する。この場合において、<u>「介護予防訪問看護計画」とあるのは「特定介護予防福祉用具販売計画」と読み替える。</u></p>
---	--	---

<p>第14章 雑則</p> <p>(補則)</p> <p>第208条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>う。以下同じ。) 第85条において準用する前項」とあるのは「指定介護予防福祉用具貸与 前項」と読み替えるものとする。</p> <p><u>第14章 雑則</u> <u>(電磁的記録等)</u></p> <p>第86条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されており、又は想定されるもの(条例第45条の7第1項(条例第61条、第70条、第78条、第103条、第117条、第145条、第169条、第194条及び第204条において準用する場合を含む。)及び第162条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、条例及びこの規則の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。</p>	<p><u>第19章 雑則</u> <u>(電磁的記録等について)</u></p> <p>第67 予防規則第86条に定める電磁的記録等については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 同条第1項は、指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者等(以下「介護予防サービス事業者等」という。)の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、介護予防サービス事業者等は、予防条例及び予防規則で規定する書面(被保険者証に関するものを除く。)の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものである。</p> <p>① 電磁的記録による作成は、介護予防サービス事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。</p> <p>② 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。</p> <p>ア 作成された電磁的記録を介護予防サービス事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を介護予防サービス事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>③ その他、予防規則第86条第1項において電磁的記録により行うことができるとされているものは、①及び②に準じた方法によること。</p> <p>④ また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>(2) 同条第2項は、利用者及びその家族等(以下「利用者等」という。)の利便性向上並びに介護予防サービス事業者等の業務負担軽減等の観点から、介護予防サービス事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等(交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。)について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものである。</p> <p>① 電磁的方法による交付は、予防規則第14条の3及び第14条の4の規定に準じた方法によること。</p> <p>② 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にする。</p> <p>③ 電磁的方法による締結は、利用者等・介護予防サービス事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にする。</p> <p>④ その他予防規則第86条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、①から③までに準じた方法によること。ただし、予防条例及び予防規則又はこの要綱の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。</p> <p>⑤ また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守する</p>
--	--	---

<p>附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 平成12年4月1日前から引き続き存する老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム(第162条第1項に規定する有料老人ホームをいう。)であって、規則で定めるものにあつては、第159条第2項の規定にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができる。 3 第159条及び第179条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下この項において同じ。)においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。</p> <p>附 則(平成27年3月19日条例第10号) (施行期日) この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成28年3月22日条例第17号) (施行期日) この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成30年3月22日条例第15号) (施行期日) 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条中介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例第208条第1号の改正規定及び第2条中介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例第196条第1号の改正規定は、同年10月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の際現に介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において</p>	<p>附 則 (施行期日) 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。 <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この規則は令和3年4月1日から施行する。</u> (条例附則第2項の規則で定める有料老人ホーム) 2 条例附則第2項の規則で定める有料老人ホームは、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)附則第13条に規定する厚生労働大臣が定める有料老人ホームとする。 (介護予防短期入所生活介護に関する経過措置) 3 省令附則第2条に規定する指定短期入所生活介護事業所において指定短期入所生活介護を行う指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合については、第43条第3項第1号のア及びイ、第2号並びに第4項の規定は、適用しない。 4 省令附則第3条に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所においてユニット型指定短期入所生活介護の事業を行うユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合における第49条第1項第1号の規定の適用については、同号のイの(イ)のb中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上の面積を標準」とあるのは、「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。 5 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第106号。附則第9項において「平成23年改正省令」という。)附則第8条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備及び運営の基準については、平成23年9月1日後最初の法第115条の11において準用する法第70条の2第1項の規定による指定の更新までの間は、同年8月31日において当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が従うべき基準の例によることができる。 6 省令附則第4条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護事業所において基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とを同一の事業者が一体的に運営する場合であつて、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に支障がないと認められるときは、第56条第1項第1号のア及びイ並びに第2号の規定は、適用しない。 (介護予防短期入所療養介護に関する経過措置) 7 第59条の規定にかかわらず、省令附則第6条に規定する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。 (1) 次に定める基準を満たす療養病床</p>	<p><u>こと。</u></p> <p>附 則(25健長介第144号) (施行期日) この要綱は、平成25年6月1日から施行する。</p> <p>附 則(27介第290号) (施行期日) この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 ただし、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)による改正後の介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく一定以上所得者の2割負担に係る記載は平成27年8月1日から適用する。</p> <p>附 則(平成28年介第58号) (施行期日) この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成30年介第124号) (施行期日) 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 (看護職員が行う指定居宅療養管理指導に係る経過措置) 2 この要綱(平成30年介第124号)による改正前の要綱(平成28年介第58号)第7章に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師をいう。)が行うものについては、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。</p> <p>附 則(平成31年介第 号) (施行期日) この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則(令和3年介第 号)</u> <u>(施行期日)</u> <u>この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>
--	--	---

行われる第1条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下この項において「旧居宅サービス基準条例」という。）第76条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。次項において同じ。）が行うものについては、旧居宅サービス基準条例第76条から第78条まで及び第80条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

3 この条例の施行の際現に介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる第2条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（以下この項において「旧介護予防サービス基準条例」という。）第73条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員が行うものについては、旧介護予防サービス基準条例第73条から第75条まで及び第80条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

（既存病床数の算定）

4 平成36年3月31日までの間、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）附則第28条の規定により既存の療養病床の病床数とみなされる介護老人保険施設（介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保険施設をいう。）及び介護医療院（介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院をいう。）の入所定員数は、規則で定めるところにより算定した数とする。

附 則（平成30年12月25日条例第42号）

（施行期日）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年条例第10号）

（施行期日）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

ア 一の病室の病床数は、4床以下であること。

イ 病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上であること。

(2) 内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えている機能訓練室

(3) 内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有する食堂

(4) 身体の不自由な者が入浴するのに適した浴室

8 第59条の規定にかかわらず、省令附則第10条に規定する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。

(1) 次に定める基準を満たす療養病床

ア 一の病室の病床数は、4床以下であること。

イ 病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上であること。

(2) 内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有する食堂

(3) 身体の不自由な者が入浴するのに適した浴室

9 平成23年改正省令附則第8条第2項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備及び運営の基準については、平成23年9月1日後最初の法第115条の11において準用する法第70条の2第1項の規定による指定の更新までの間は、同年8月31日において当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が従うべき基準の例によることができる。

（介護予防特定施設入居者生活介護に関する経過措置）

10 平成18年4月1日前から引き続き存する指定居宅サービス等基準条例第177条第1項に規定する指定特定施設であって、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われるものについては、第68条第3項第1号のア及び第73条第2項第1号のアの規定は、適用しない。

11 平成18年4月1日前から引き続き存する老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム（同日において建築中であつたものを含む。）については、第73条第2項第1号のアの規定は、適用しない。

（令和6年3月31日までに転換する療養病床等を有する病院等に関する経過措置）

12 第67条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。）を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われ

	<p>ると認められるときは、置かないことができること。</p> <p>(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数</p> <p>13 第 72 条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和 6 年 3 月 31 日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。</p> <p>附 則 (平成 27 年 3 月 31 日規則第 24 号) (施行期日) この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 28 年 3 月 31 日規則第 21 号) (施行期日) この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 30 年 3 月 29 日規則第 20 号) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際現に介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例 (平成 30 年長野県条例第 号。以下この項及び次項において「改正条例」という。) 第 1 条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例 (平成 24 年長野県条例第 51 号) 第 76 条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員 (改正条例附則第 2 項に規定する看護職員をいう。次項において同じ。) が行うものについては、第 1 条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則第 26 条の規定は、平成 30 年 9 月 30 日までの間、なおその効力を有する。</p> <p>3 この規則の施行の際現に介護保険法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる改正条例第 2 条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例 (平成 24 年長野県条例第 52 号) 第 73 条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員が行うものについては、第 2 条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則第 26 条の規定は、平成 30 年 9 月 30 日までの間、なおその効力を有する。</p> <p>附 則 (平成 31 年 3 月 28 日規則第 21 号) (施行期日)</p>	
--	--	--

	この規則は、平成31年4月1日から施行する。	
--	------------------------	--